

ソニー損保 アニュアルレポート
2004

FEEL THE *Difference*

この違いが、保険を変えていく。

ソニー損害保険株式会社

■ ごあいさつ	1
■ 会社の概要	2
■ 会社の特色	4
■ 2003年度の業績	6
■ 最近のトピックス	10
■ 取扱商品	
自動車保険	12
ガン重点医療保険 [シュア]	13
■ サービス	
事故解決サービス	14
保険金お支払いまでの流れ	16
ご契約者向けのサービス	17
■ 契約のお申込み	18
■ お客様情報の取扱い	20
■ お客様のご相談窓口	21
■ 販売・勧誘方針	22
■ コンプライアンス・リスク管理体制	23
■ 資料編	24

本冊子は、保険業法第111条に基づき、ソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、財務情報などをご紹介させていただくために作成したディスクロージャー資料です。ソニー損保についてご理解いただくうえで、少しでもお役に立てていただければ幸いです。



ごあいさつ

日頃は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ソニー損保は2004年秋に開業5周年を迎えます。おかげさまで、当社の主力商品である自動車保険、ガン重点医療保険〔シュア〕とともに契約件数は順調に伸び、業績も着実に伸展しております。また、2003年度は米国会計基準での黒字化も達成することができました^(*)。厳しい市場環境の中で、これまで順調に成長を続けることができたのも、ひとえに皆様のご支援の賜物と厚く感謝申し上げます。

今後もビジネスの持続的成長を実現するため、開業5周年を迎える2004年度を第2創業スタートの年と位置付け、新たに『“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～』をスローガンに掲げました。これは、お客様にとって価値のあるソニー損保ならではの違い(=Difference)を、あらゆる場面でお客様に感じていただけるよう、独自性のある「商品」や高品質な「サービス」を創り出していこうという私たちの意思表示です。

昨今は、お客様がご自身で金融商品や企業の情報を収集し、厳しい目で商品を選択されるようになってきております。そのため、企業には、お客様のご期待にお応えできる商品やサービスを開発し、お客様が必要とする情報を積極的に正確に提供していくことが以前に増して求められてきております。

当社では、お客様にとって価値のある商品やサービスの開発に引き続き真剣に取り組むとともに、お客様とダイレクトにつながるメリットを活かし、当社の商品・サービスの良さをわかりやすくお伝えしてまいります。また、お客様のご意見・ご要望に真摯に耳を傾け、商品やサービスにお客様の声を具体的に反映させることができる「お客様とともに進化していく『新しい保険会社』」をめざしてまいります。

そして、多数ある保険会社の中からソニー損保を選んでもらったお客様に「ソニー損保を選んで良かった」と実感していただけるよう、また、ダイレクト保険会社として存在感のある企業へと成長していけるよう、精力的に努力してまいりますので、今後とも、皆様の相変わらぬご愛顧とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長 山本 真一

(*) 当社では、ソニーグループの連結決算の関係で米国会計基準に基づく業績管理を行っております。

【国内法定会計基準と米国会計基準の主な違い】

国内法定会計基準では、巨大災害等に備えて「異常危険準備金」を積立てることになっていますが、米国会計基準ではそのような準備金の積立は行いません。また、米国会計基準では、契約獲得にかかる費用を、保険期間に応じて繰延・償却する会計処理を行いますが、国内法定会計基準では発生年度に全額費用化する会計処理となっています。

会社の概要

Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと
現在から未来への担い手として
新しいライフスタイルをつくるため
常に創造と革新にチャレンジします。

Mission

お客様との直接対話を通して
合理的で質の高い保険サービスを提供し
安全で安心できるパーソナルライフの
実現に貢献していきます。

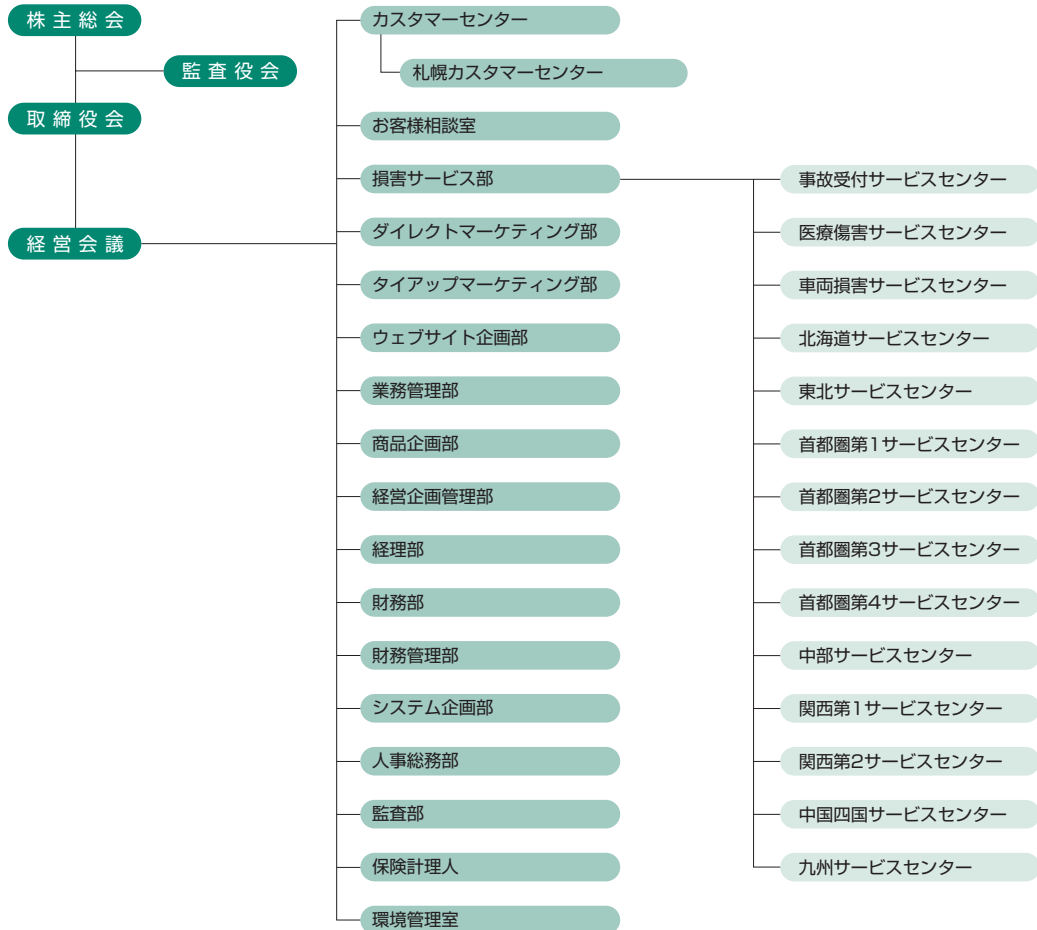
会社の現状

社名（英文社名）	ソニー損害保険株式会社 (Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長	山本 真一
設立年月日	1998年6月10日（ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立）
本社所在地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
電話番号	03-5744-0300（代表）
資本の額	400億円
出資会社	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社100%
事業内容	損害保険業

会社の沿革

1998年 6月	ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
1999年 7月	本社を東京都大田区におく
1999年 8月	資本の額を100億円とする
1999年 9月	金融再生委員会より損害保険業の免許を取得 社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更 自動車保険のインターネットでの申込受付開始
1999年 10月	自動車保険の電話での申込受付開始
2000年 7月	資本の額を200億円に増額（100億円の増資）
2001年 4月	事故受付サービスセンター開設
2001年 8月	資本の額を300億円に増額（100億円の増資）
2001年 10月	北海道サービスセンター開設
2002年 6月	札幌カスタマーセンター開設
2002年 6月	ガン重点医療保険[シュア]販売開始
2002年 8月	医療傷害サービスセンター開設
2003年 4月	車両損害サービスセンター開設
2003年 6月	資本の額を400億円に増額（100億円の増資）
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に伴いその傘下に入る

会社の機構



サービスセンター拠点

事故受付サービスセンター	東京都大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル5F
医療傷害サービスセンター	東京都大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル5F
車両損害サービスセンター	東京都大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル5F
北海道サービスセンター	札幌市中央区大通西9-1-18 ソニー札幌ビル3F
東北サービスセンター	仙台市宮城野区榴岡2-5-30 ソニー仙台第2ビル3F
首都圏第1サービスセンター	東京都大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル5F
首都圏第2サービスセンター	東京都大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル5F
首都圏第3サービスセンター	東京都大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル5F
首都圏第4サービスセンター	東京都大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル5F
中部サービスセンター	名古屋市中区栄1-23-10 ソニー名古屋ビル4F
関西第1サービスセンター	大阪市西区新町1-34-15 トラスコグレンチェックビル13F
関西第2サービスセンター	大阪市西区新町1-34-15 トラスコグレンチェックビル13F
中国四国サービスセンター	広島市中区中島町2-21 ソニー広島第2ビル1F
九州サービスセンター	福岡市中央区長浜1-4-13 ソニー福岡第2ビル8F

サービスネットワーク

損害調査ネット	約380カ所
指定修理工場 (S TM mile工房) ネット	約300カ所
弁護士ネット	約80カ所

2004年7月1日現在

会社の特色

スローガン

ソニー損保のスローガンは

『“Feel the Difference” ～この違いが、保険を変えていく。～』です。

お客様にとって価値のある「違い=Difference」をビジネスのあらゆる領域において創造し、お客様に提供していきたいという私たちの意思を表しています。

FEEL THE *Difference*

この違いが、保険を変えていく。

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。

他の保険会社にはない、先進的な「違い」。

お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。

これらの「違い」を

お客様に感じ取っていただけるよう

私たちは次のことを実践します。

Innovative & Professional

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。

Progress with Customers

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。

Committed Service & one on one Solutions

お客様に深くコミットしたサービス。

そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。

Sincere & Faithful

真摯に取組み、誠実に対応します。

Convincing Satisfaction

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

お客様にとって価値のある「違い」の実現に向けて

ソニー損保は、さまざまな場面でお客様とダイレクトにコミュニケーションをとり、お客様の声に真摯に耳を傾けています。そして、お客様のご意見やご要望を商品やサービスに具体的に反映させていくことで、お客様にとって価値のある「他社にはない、ソニー損保ならではの『違い』」の実現をめざしています。

■ ウェブサイト

お客様とのダイレクトなコミュニケーションを促進するために、新たにコミュニティサイトを創りました。

ソニー損保の商品・サービスに対する考え方やさまざまな取組みについて担当者からのメッセージをお伝えするほか、これまでに事故解決サービスを提供させていただいたお客様からのご意見・ご感想も紹介しています。また、お客様とソニー損保が直接コミュニケーションをとれるQAコーナーも用意しました。



■ サービスセンター



万一の事故のときには、お客様専任の担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりながら、お客様の立場にたって事故解決まで責任を持ってサポートします。

■ 「事故受付のご案内」ハガキ

自動車保険では事故受付後に、担当者と責任者の顔写真真付の「事故受付のご案内」ハガキをお送りします。

■ カスタマーセンター



常にお客様と心地よい雰囲気でお話ができるよう、そしてお客様にとって最適な保険のご提案ができるよう、お客様の立場にたったわかりやすい説明、ご質問に対するスピーディな回答をスタッフひとりひとりが心掛けています。

自動車保険のご契約者にお送りしている会員情報誌では、新しいサービスやドライブなどに関する情報を提供しています。また、よくあるご質問への回答や、ご契約者からのおたよりもご紹介しています。

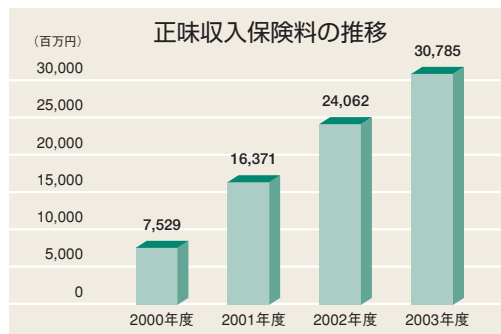
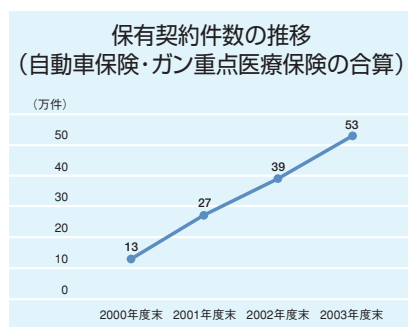


2003年度の業績

正味収入保険料

■ 2002年度を大幅に上回りました。

2003年度も自動車保険、ガン重点医療保険ともに契約件数が着実に増加し、正味収入保険料は2002年度を大幅に上回る30,785百万円となりました。



正味収入保険料

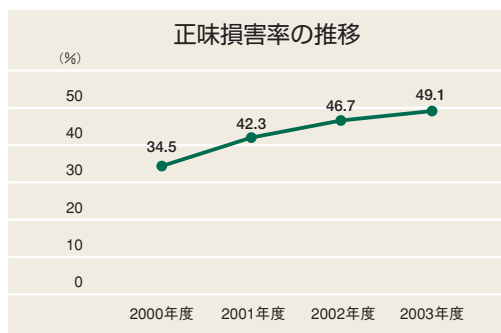
ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)した額です。

$$\text{正味収入保険料} = \text{元受正味保険料} - \text{出再正味保険料} + \text{受再正味保険料}$$

正味損害率

■ 2002年度に引続き、 良好な損害率を維持しています。

2003年度は、大規模な自然災害などによる保険金支払いへの影響が無かったこともあり、49.1%という良好な損害率でした。



正味損害率

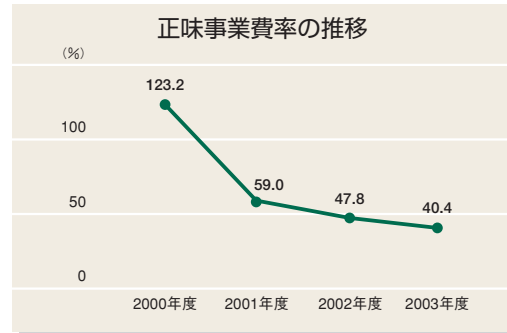
正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の割合です。

$$\text{正味損害率} = \frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}}$$

正味事業費率

■ 2002年度よりさらに改善しました。

業務の効率化などにより、2003年度の正味事業費率は2002年度の47.8%から40.4%に改善しました。



正味事業費率

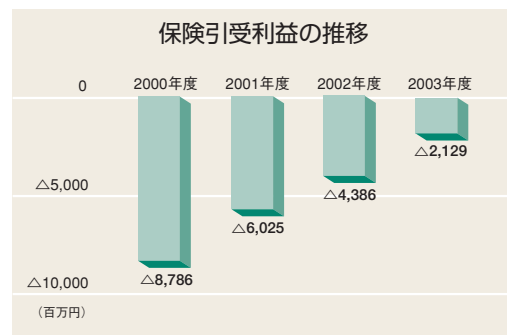
正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合です。これらの費用の中には会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。

$$\text{正味事業費率} = \frac{\text{保険引受に係る営業費および一般管理費} + \text{諸手数料および集金費}}{\text{正味収入保険料}}$$

保険引受利益

■ 2002年度より約22億円改善しました。

正味収入保険料の増加や、正味損害率と正味事業費率の低下により、2003年度の保険引受利益は△2,129百万円で、2002年度の△4,386百万円から2,257百万円改善しています。



保険引受利益

保険の引受けに関して、どれだけ利益を出しているかを示すものです。保険引受収益（正味収入保険料など）から、保険引受費用（正味支払保険金や損害調査費など）と保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額など）を加減したものです。

$$\text{保険引受利益} = \text{保険引受収益} - \text{保険引受費用} + \text{保険引受に係る営業費および一般管理費} \pm \text{その他収支}$$

2003年度の業績

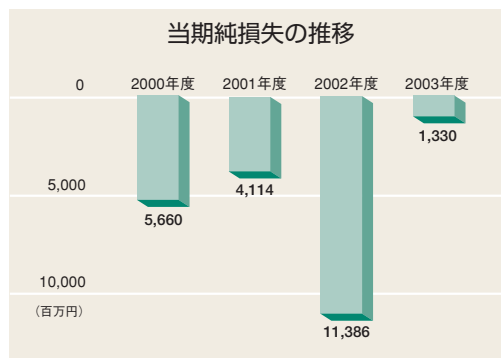
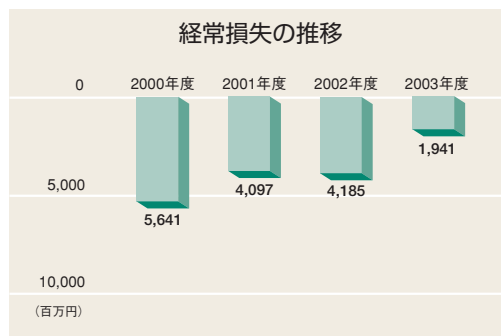
経常損失と当期純損失

■ 経常損失、当期純損失とも2002年度より大幅に縮小しました。

契約件数の順調な増加や業務の効率化による事業費の圧縮などにより、経常損失は2002年度より2,244百万円縮小し、1,941百万円となりました。

また、当期純損失は、2002年度より10,056百万円縮小し1,330百万円となりました。

なお、2002年度は保険業法第113条第1項に基づく繰延資産の一括償却により一時的に拡大しています。



経常利益(経常損失)

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に関わる費用、営業費および一般管理費などの経常費用を引いた金額です。プラスの場合は「経常利益」に、マイナスの場合は「経常損失」になります。

当期純利益(当期純損失)

経常利益(経常損失)に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税および住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。プラスの場合は「当期純利益」に、マイナスの場合は「当期純損失」になります。

<2002年度の当期純損失の一時的な拡大について>

2002年度末で、保険業法第113条第1項に基づく繰延資産を一括償却するとともに、2003年度以降の繰延べ(支出した事業費の一部を繰延べて翌年度以降の費用にすること)を中止したことで2002年度の当期純損失は一時的に拡大しています。

保険業法第113条第1項に基づく繰延資産の一括償却について

保険会社は、他の一般の事業と比較して、創業当初に契約募集体制構築や一定規模の契約集団を形成して事業を軌道にのせるために多大な費用がかかることから、保険業法第113条第1項で商法よりも緩やかな規定が特別に設けられ、創業から5年間の事業費を10年以内にわたって償却することが認められています。

ソニー損保でも、保険業法の規定に則って創業から2年半の事業費の一部を繰延資産として計上していましたが、次の2点を理由に2003年度以降の繰延べを中止しました。また、過去2年半の繰延資産約79億円も2002年度末に一括償却しました。

- ①業績が順調に伸びてきており、事業費を当該年度で償却できる経営基盤が確立されました。
- ②全額を償却することで、貸借対照表上に将来負担すべき費用の繰延額が残らず、より健全な財務内容になります。

ソルベンシー・マージン比率

■ 十分な支払能力を確保しています。

ソルベンシー・マージン比率は2003年度末時点で1,383.5%となり、基準となる200%を大幅に上回る十分な支払余力を確保しています。

ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、保険金支払いに備えて準備金などを積立えています。巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、保険金の支払いに万全を期すために保険会社には十分な支払能力が必要です。このような通常の予測を超える危険（リスク）に対して、保険会社がどれだけ支払能力を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。通常、200%以上あれば、保険金等の支払能力は問題無いとされています。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{資本・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

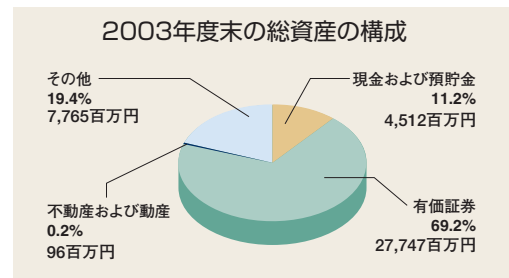
総資産額と純資産額

【総資産額】

2003年6月に100億円の増資を実施したこともあり、2003年度末の総資産額は2002年度末より14,248百万円増加し40,121百万円となりました。

【純資産額】

2003年度末の純資産額は14,061百万円となりました。



総資産額

資産の合計額のこと、運用資産（預貯金、有価証券、土地・建物など）と非運用資産（その他資産、貸倒引当金など）の合計額です。

純資産額

貸借対照表の資本の部の合計額のこと、資本金、資本剰余金、利益剰余金などから構成されます。

不良債権状況

【リスク管理債権】

該当する債権はありません。

リスク管理債権

貸付金のうち、元本や利息の回収の可能性に注意を要する（返済状況が正常ではない）債権を示し、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

【債務者区分に基づいて区分された債権】

該当する債権はありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更正債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権の4つに区分したものです。

最近のトピックス

ウェブサイト

■ 2003年6月 自動車保険のウェブサイトでの申込み引受対象範囲を拡大

自動車保険を初めて契約される方、前年度に事故があった方の、インターネット申込を可能にしました。

■ 2003年10月 リニューアルの実施

画面デザイン変更や検索機能追加などによるユーザビリティ向上のほか、以下施策による利便性向上をはかりました。

- ・インターネット申込の際の支払方法拡充。
- ・事故時・入院時の留意点や保険金請求方法などの各種情報の追加。
- ・お客様の見積りや申込みに関する情報が、カスタマーセンターのシステムと連動する仕組みの構築。



■ 2004年5月「お見積り設計サポートセンター」を開設

ウェブサイトの自動車保険見積りのページにFlash機能を使った「お見積り設計サポートセンター」を開設し、自動車保険の補償内容の選択や保険金額の設定、保険料の見積りを一層わかりやすく便利にしました。



ソニーフィナンシャルホールディングスグループ

2004年4月1日に、ソニー株式会社が100%出資する金融持株会社「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」が設立され、ソニー損保はソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社とともにその傘下に入り、「ソニーフィナンシャルホールディングスグループ」の一員となりました。

損害保険、生命保険、銀行といった異なる金融サービスを提供する3社が持株会社のもとで連携を強めることにより、お客様のニーズに合致した新しいサービスを、ソニーフィナンシャルホールディングスグループとしても提供することが可能になります。

ソニーフィナンシャルホールディングスグループのビジョン

ソニーフィナンシャルホールディングスグループは、金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る）を融合して、お客様ひとりひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客様から最も信頼される金融サービスグループになることをめざします。

商品

■ 2003年10月 自動車保険のインターネット割引適用条件の細分化

インターネット割引額を、見積りや申込みの方法に応じて細分化することで、見積りから申込みまでウェブサイトで完結した場合のインターネット割引を、従来の2,000円から3,000円に拡大しました。

■ 2003年12月 自動車保険に「お早め登録割引」と「紹介割引」を導入

自動車を複数台所有しているご契約者が2台目以降の自動車保険もソニー損保で契約された場合に保険料が割引になる「お早め登録割引」と、ご契約者の紹介で自動車保険を契約したお客様の保険料が割引になる「紹介割引」を導入しました。

ご契約者向けサービス

【損害サービス】

■ 2003年4月 自動車保険で「面談急行サービス」開始

死亡や入院などの重大事故の場合は、平日・土日・祝日を問わず、ご連絡をいただいた当日もしくは翌日にスタッフがご契約者を訪問します。

■ 2003年5月 株式会社ヤナセとの業務提携

事故車両の修理サービスネットワーク拡充のため、株式会社ヤナセと業務提携をしました。

■ 2003年11月 自動車保険ご契約者向け携帯ウェブサイト「Mobile Gateway」^(*)を開設

ご契約者が、いつでも、どこにいてもソニー損保に連絡がとれること、また、万一の時に必要な情報がすぐに入手できることをめざし、携帯電話専用のウェブサイト「Mobile Gateway」を開設しました。

(*)「Mobile Gateway」はソニー損保が商標登録出願中のものです。

【その他のご契約者向けサービス】

■ 2004年6月 ウェブサイトでご契約者特典の提供を開始

数社の提携企業から割引や優遇サービスなどの提供を開始し、ご契約者サービスレベルの向上をはかりました。



●ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

ソニーフィナンシャルホールディングスグループがお客様にとって付加価値の高い新しい商品やサービスを提供できるよう、傘下に置く3社の持つ金融機能の融合を推進していきます。

URL ⇒ <http://www.sonyfh.co.jp/>

●ソニー生命保険株式会社

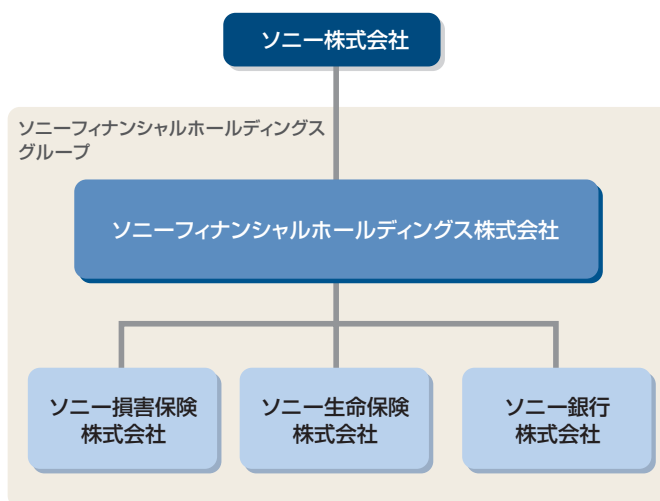
お客様ひとりひとりに最適な保障プランを提案し、オーダーメイドで商品を提供しています。

URL ⇒ <http://www.sonylife.co.jp/>

●ソニー銀行株式会社

個人のためのキャッシュマネジメント・ツールをインターネットで提供しています。

URL ⇒ <http://sonybank.net/>



取扱商品

自動車保険

(約款名：総合自動車保険 Type S)

1999年秋の開業当初から、充実した補償を納得感のある保険料で提供するリスク細分型の自動車保険を販売しています。

【商品の特長】

■ 「人」を中心に考えたリスク細分

お客様の車との付き合い方に着目し6つのリスク細分項目を採用しています。

年間走行距離 | 車の使用目的 | 年齢 | 車の型式 | 免許証の色 | 車の初度登録後の年数

■ 納得感のある保険料

お客様の車との付き合い方を反映できるようなリスク細分項目の採用や、ダイレクト販売による業務の集中化・効率化によるコスト削減により、お客様に納得していただける保険料を実現しています。

■ 充実した補償

万一の時でもお客様に安心していただけるよう補償内容を充実させています。

【主な割引制度】

- 継続割引(ソニー損保オリジナル)
- インターネット割引
- 新車割引(業界初)
- ゴールド免許割引
- 家族限定割引

【ソニー損保オリジナルの特約】

■ 「おりても特約」

ご契約の車で外出した際の、車を降りてからの事故(ケガや他人への賠償、身の回り品の破損など)を幅広く補償します。

●自動車保険、ガン重点医療保険の詳しい商品内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際には、必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等でご確認ください。

●ソニー損保では、自動車保険、ガン重点医療保険[シユア]のほか、ソニー生命保険株式会社の営業社員(ライフプランナー)を通して「ファミリー傷害保険」を販売しています。

自動車保険
商品パンフレット



ガン重点医療保険 [シュア]

(約款名：傷害および疾病危険担保特約付がん保険)

幅広い保障を、納得感のある保険料で提供することをコンセプトとした医療保険を開発し、2002年6月からダイレクト販売を開始しました。

【商品の特長】

■ 「生きてゆく」ための「確かな力」に

死亡保障や解約返戻金を設けないことにより保険料を抑える一方で、治療費が高額で治療期間も長引きがちなガンの保障を手厚くしたり、交通事故で要介護状態になった場合に一生涯年金を支払うなど、「生きてゆく」ための「確かな力」となれるよう工夫しました。

■ 必要な保障をまとめてパッケージに

病気・ケガ・ガンに加え、交通事故で要介護状態になったとき、日常生活で賠償責任が生じたときなどもまとめて保障します。

■ 手厚いガンの保障

治療費が高額で、治療期間も長くなる場合が多いガンを特に手厚く保障します。

■ 「生涯継続型」と「10年更新型」の2タイプをご用意

保険料が契約時から年齢が上がっても変わることなく保障が一生続く「生涯継続型」と、当初は割安な保険料で加入できる「10年更新型」の2つの契約タイプをご用意していますので、ご契約者のニーズに合わせてお選びいただけます。

【ソニー損保オリジナルの特約】

「生涯継続型」の契約タイプをお選びいただいた場合に以下の特約が付帯できます。

■ 60歳保険料半額特約

月々わずかな追加保険料で、満60歳以降に月々お支払いいただく保険料を半額にすることができます。※満57歳以下の方が対象です。

■ 健康マイレージ特約

月々わずかな追加保険料で、加入直後の15年間の入院歴などに応じて、満60歳以降のガン以外の病気・ケガの入院保険金が最大5,000円増額されます。

※満45歳以下の方が対象です。

ソニー損保オリジナルの特約が好評です

ご契約くださった方の約6割が、60歳保険料半額特約か健康マイレージ特約のいずれか、もしくは両方を付帯されています。

データは2004年3月末現在

ガン重点医療保険 [シュア]
商品パンフレット



サービス

事故解決サービス(自動車保険)

専任の担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなお相談をお受けすることができます。担当者は事故解決のプロとして、常にお客様の立場にたち、スピーディーにかつ親身になって対応しています。

■ 24時間365日、フリーダイヤルで事故受付

■ 何でも相談できる1事故1担当者制

■ 事故のご連絡をお受けしたその日のうちに初期対応と対応結果のフィードバックを実施

※20時以降の受付の場合は翌日のフィードバックとなります。

※土・日・祝日も、平日と同様に対応します。

■ 全国に広がるサービスネットワークでお客様をサポート

サービスセンター拠点

事故受付サービスセンター	首都圏第1サービスセンター	関西第1サービスセンター
医療傷害サービスセンター	首都圏第2サービスセンター	関西第2サービスセンター
車両損害サービスセンター	首都圏第3サービスセンター	中国四国サービスセンター
北海道サービスセンター	首都圏第4サービスセンター	九州サービスセンター
東北サービスセンター	中部サービスセンター	

サービスネットワーク

損害調査ネット	約380カ所
指定修理工場(S・mile工房)ネット	約300カ所
弁護士ネット	約80カ所

2004年7月1日現在

■ 「面談急行サービス」の実施

死亡・入院などの重大事故では、必要に応じて、事故のご連絡をいただいた当日もしくは翌日に、スタッフがご契約者を訪問します。

■ 「情報パッケージ」の提供

お客様面談時には事故解決に向けた留意点や必要な情報などを、お客様の補償内容に合わせてご用意する「情報パッケージ」をお渡ししています。

■ 保険金請求書類の省略・簡素化によるスピーディーな保険金支払い

■ 「お客様アンケート」の通年実施 (車両事故、対人事故、対物事故の場合)

多くのお客様にご満足いただいています

「お客様アンケート」では、約95%のお客様が「満足～普通」と回答されています。特に「1事故1担当者制」や「担当者の親切な対応」などについては高い評価をいただいています。

データは2004年3月末現在



「情報パッケージ」



「事故解決のご案内」と「お客様アンケート」ハガキ

■ お客様のニーズにあった経過報告

電話やEメールのほか、お客様のご希望に応じ、事故解決の進捗状況をわかりやすくフローで解説した「中途経過のご案内」ハガキを定期的にお送りするサービスや、24時間365日必要なときはいつでもウェブサイトで事故解決の進捗状況を確認することができる「事故対応経過のご案内」サービスを提供しています。

〈ウェブサイトの「事故対応経過のご案内」サービス〉

事故解決の進捗状況や保険金支払いまでの流れ、今後のスケジュールなどの詳細かつ最新の情報を、24時間365日必要なときはいつでもウェブサイトで確認することができます。

● 確認できる主な情報

- ・ 事故発生時の状況や損害車両の様子（ケースにより、図表付き）
- ・ 保険金支払いまでの流れ（各担保種目ごと）
- ・ 事故解決の進捗状況（各担保種目ごと）
- ・ 事故解決に向けた今後のスケジュール（各担保種目ごと）
- ・ 保険金請求の有無による次年度概算保険料の差額
- ・ 保険用語集



（対物賠償保険の例）

ご契約いただいている自動車保険の全担保種目・特約について、各種目・特約ごとに、保険金支払いまでの流れや事故解決の進捗状況、今後のスケジュールなどをご案内しています。

● お客様専用のページをご用意

本サービスを希望されるお客様には、事故受付後にお送りする「事故受付のご案内」ハガキで、事故受付番号とともにパスワードをお伝えします。お客様は事故受付番号とパスワードを入力することで、お客様専用のページにアクセスすることができます。

● 社内システムと連動することで、常に最新情報を提供

当社の損害サービス担当者が進捗管理等のために利用している社内の損害サービスオンラインシステムと連動しており、担当者が同システムに入力する対応結果等の情報を、お客様はタイムリーに確認することができます。

〈事故受付後に送付する各種ハガキ〉

事故受付時に、担当者・責任者の顔写真付「事故受付のご案内」ハガキをお送りするほか、事故解決の状況をお知らせする「中途経過のご案内」ハガキ（ウェブサイトの「事故対応経過のご案内」サービスを希望されない場合）、事故解決をお知らせする「事故解決のご案内」ハガキもお送りしています。

「中途経過のご案内」ハガキ

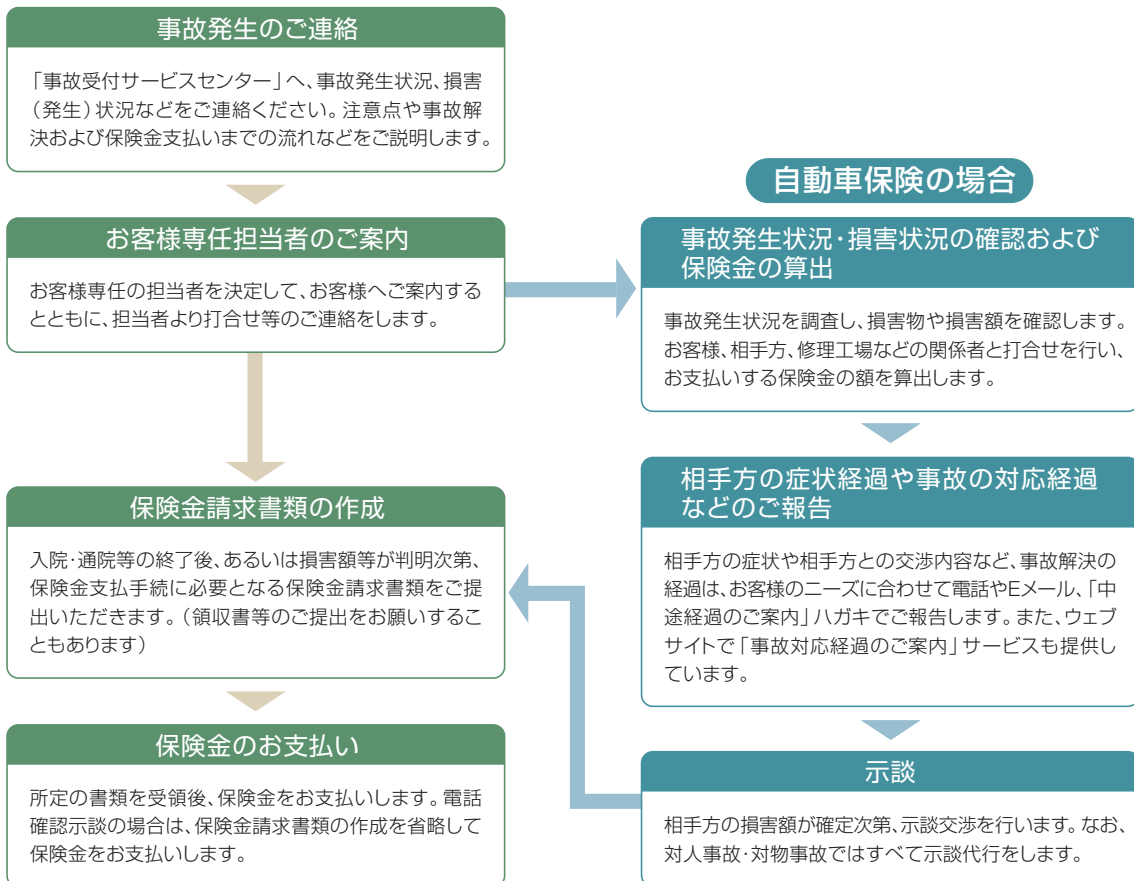


「事故受付のご案内」ハガキ

サービス

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディーに行っています。(流れの概略は以下のとおりです)



●保険金請求書類作成に関するご注意

ご契約者、被保険者または保険金を受取るべき方が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類に知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。また、保険証券に免責期間が記載されている保険については、保険金のお支払いの対象は免責期間の終了後からとなります。

●保険金支払いに関する制度(自動車保険)

・自賠責保険の一括払制度

対人事故および人身傷害事故の保険金をお支払いできる場合で、補償を受けられる方からこの保険の保険金と自賠責保険金を同時にご請求いただいた場合、ソニー損保が一括してお支払いします。

・保険金の内払制度

対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも補償を受けられる方が負担すべき被害者の治療費、看護料、休業損害等(自賠責保険で支払い済みの額を除く)について内払金をお支払いします。

●保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、契約金額は減額されず満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」の車外身の回り品特約については、保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。また、傷害保険の各種特約についてもご契約の保険金額が限度となるものがあります。

自動車保険のご契約者向けのサービス

自動車保険のすべてのご契約者^(※)が自動的にメンバーになる「one on one CLUB」では、各種の充実した無料・割引サービスをご用意し、事故時だけでなく故障時も24時間365日お客様をサポートします。

※保険契約の記名被保険者が個人の場合

◆これらのサービスは、ソニー損保の提携会社より提供しています。



「one on one CLUBカード」
自動車保険のお申込手續完了後にメンバーズカードをお送りします。




■ トラブルサポート(ロードサービス) 無料サービス

事故・故障時に素早く対応します。

- クイックサポート 
- レッカーサポート 
- 緊急連絡サポート 
- 応急処置サポート 
- 宿泊・帰宅サポート 
- 修理後搬送サポート 

■ ドライブサポート

安全で楽しいドライブをご提案します。

- カーケアサポート  紹介サービス
ソニー損保指定修理工場「S・mile^{スマイル}工房」をご利用いただいた際には、無料引取／無料納車／修理期間中の無料代車の提供／修理箇所ワンオーナー保証などのサービスを提供。
- チャイルドシートレンタルサポート  割引サービス
提携会社からのチャイルドシートのレンタルを割引料金で紹介。
- ナビゲーションサポート  無料サービス
交通情報や24時間営業のガソリンスタンドなどをお電話でご案内。



事故や故障時のほか、車検・点検時には、ご希望に応じてS・mile^{スマイル}工房(ソニー損保指定修理工場)をご紹介します。

すべてのご契約者向けのサービス

ソニー損保のご契約者に、ご契約者特典としてソニー損保の提携企業から各種割引や優遇サービスを提供しています。

ご契約者特典は専用サイトから提携企業に申込み等をされた場合にのみ適用されます。なお、ご契約者専用サイトには、ソニー損保のご契約者を対象に発行するID/パスワードがなければログインすることができません。



契約のお申込み

契約のお申込みには、電話やインターネットによるダイレクト販売を利用するほか、ソニー生命保険株式会社の営業社員（ライフプランナー）や、インターネットによる販売を行う代理店を利用することもできます。

ダイレクト

自動車保険、ガン重点医療保険[シュア]は、電話やインターネット、ファックスなどでソニー損保に直接お申込みいただけます。

■ 電話

【自動車保険（資料請求・見積り）】

0120-919919

受付時間：9時～22時
（日曜・祝日は9時～18時）

—— 24時間自動音声受付 ——
0120-101-947

【ガン重点医療保険[シュア]（資料請求）】

0800-919919-5

受付時間：9時～22時
（日曜・祝日は9時～18時）

—— 24時間自動音声受付 ——
0800-919919-0

■ ウェブサイト

<http://www.sonysonpo.co.jp/>



ソニー生命のライフプランナー

ソニー生命保険株式会社と募集における業務委託契約を締結しており、ソニー損保の自動車保険、ガン重点医療保険[シュア]、傷害保険をソニー生命保険株式会社の営業社員（ライフプランナー）が販売しています。



代理店

インターネットの比較サイトなど、ダイレクト保険会社としてのメリットを活かせるビジネスモデルを持った代理店と、損害保険代理店委託契約を結んでいます。

■ 代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。また、代理店は、保険業法に従い、所定の手続きを経て、代理店登録を行う必要があります。

■ ソニー損保の損害保険代理店教育方針

代理店における、保険募集に関する法令等の遵守と保険契約に関する知識習得等を通じて、保険募集を行う能力を向上させることにより、消費者保護や契約者満足度の向上をはかります。

契約のお申込みにあたって

保険契約は、保険会社とおお客様との約束ごとですから、お申込みの際は、契約申込書もしくはウェブサイトの記載内容を十分ご確認ください。いただいたうえでご契約ください。なお、お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある事項については、「商品パンフレット」「重要事項説明書」「サービスガイド」等で、約款の内容の概略などをご紹介しますので、必ずご確認ください。また、保険証券が届きましたら、保険証券と同封してある普通保険約款・特約条項もご確認ください。



■ 約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特別約款もしくは特約条項により構成されるのが一般的です。

保険約款では主に以下の内容が規定されています。

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および保険金額
4. ご契約に際して保険会社に正しくお申しいただく重要な事項（告知義務）
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社にその事実を連絡しなければならないか（通知義務）
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

■ 保険料のお支払いについて

保険料（分割払いのときは初回保険料）は、ご契約と同時に支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まっても、保険料のお支払い前に生じた事故については、保険金はお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、2回目以降の保険料の払込みが定められた期日までにない場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

■ 保険料の返還について

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款などをご確認ください。

お客様情報の取扱い

お客様からの信頼を第一と考え、お問合せおよび保険契約の締結などの過程でご提供いただいた、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等のお客様に関する情報（お客様個人を特定する情報を明示的に含んでいる情報で、以下「お客様の個人情報」といいます）をお客様のご希望に沿って取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めています。

お客様の個人情報の取扱方針

お客様による保険の契約履歴やサービスの利用履歴、お問合せ記録、ウェブサイトのアクセス情報など、お客様個人に関する履歴情報（以下「個人履歴」といいます）を記録する場合は、以下の方針に則った取扱いをしています。

■ 情報収集・利用の目的

お客様とのお取引を安全確実に進めることができるように、お客様に関する必要最小限の情報を収集させていただいております。なお、アンケート等お客様に任意の情報提供をお願いする場合は、その旨を明示します。また、お客様の個人情報および個人履歴は、次の目的のために利用させていただきます。

- ・ご本人かどうかの確認
- ・保険契約の締結、保険金のお支払いを含む、保険契約に関するサービスの提供
- ・ソニー損保取扱いの保険商品・サービスのご紹介
- ・ソニーフィナンシャルホールディングスグループ（ソニー生命・ソニー銀行）の商品・サービスのご紹介
- ・統計資料の作成

■ 情報の提供

次の場合を除いて、お客様の個人情報および個人履歴を第三者に提供することはありません。（ただし、お客様個人を特定できない統計資料は除きます）

- ・お客様が了解・同意されている場合
- ・お客様または第三者の権利または財産を保護する必要がある場合
- ・法令等に基づく国の機関または地方公共団体の事務に対して協力する必要がある場合
- ・上記「情報収集・利用の目的」のために、事業協力会社に対する開示が必要な場合（この場合、当該協力会社に対して、お客様の個人情報および個人履歴の厳重な管理を求め、かかる目的以外の使用を行わせないように努めます）

■ 情報の管理

お客様からご提供いただいたお客様の個人情報および個人履歴を、紛失、破壊、社外への不正な流出、改ざん、不正なアクセスから保護するために、合理的な範囲内で安全対策に努めます。また、お客様の個人情報および個人履歴を正確、最新なものにするよう努めます。

■ お客様からの開示、訂正、削除、中止のご請求

お客様からの個人情報の開示、訂正、削除、中止のご請求はお客様相談室（21ページをご参照ください）で対応しています。

【開示、訂正、削除】

お客様から当社が保持しているお客様ご自身の個人情報の開示請求があった場合、あるいはご提供いただいたお客様ご自身の個人情報の訂正請求があった場合は、当社の業務に支障が生じない範囲で対応いたします。また、お客様が個人情報の削除を希望される場合には、契約管理その他業務上必要な場合を除き、削除いたします。

【中止】

ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへのお客様の個人情報の利用を、お客様がご希望されない場合は、契約管理その他業務上必要な場合を除き、ご案内を中止させていただきます。

お客様のご相談窓口

お客様のソニー損保や損害保険全般についてのご質問・ご要望をお受けするための窓口が社内外に設けられています。

ソニー損保のお客様相談室

お客様からのご意見やご要望を直接お伺いしています。いただいたご意見やご要望は、ソニー損保の今後のビジネスに活かし、お客様へのサービスレベルの、より一層の向上に努めます。

また、お客様の個人情報について、開示・訂正・削除・中止のご請求などもお受けしております。（お客様の個人情報に関するお問合せやご請求には、お客様がご本人であることを確認させていただいたうえで、ソニー損保のお客様の個人情報の取扱方針に従って対応いたします。）

お客様相談室 **0120-101-656** (受付時間:9時～17時30分)

社外のお客様相談窓口

社外のお客様相談窓口には、(社)日本損害保険協会が設置している「そんがいほけん相談室」や「損害保険調停委員会」、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。

■ (社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」と「損害保険調停委員会」

(社)日本損害保険協会では、「そんがいほけん相談室」において、損害保険全般に関する相談や苦情を受付けています。また、「そんがいほけん相談室」が、損害保険会社への解決の依頼やあっせんなど、適正な解決に努めたにもかかわらず、当事者間で問題の解決が見つからない場合のために公平な立場から調停を行う「損害保険調停委員会」が設けられています。個人の方から苦情の申立てを受け、原則として3ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申立人の希望により「損害保険調停委員会」がご利用になれます。

詳しくは、(社)日本損害保険協会のウェブサイト (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご参照ください。

■ (財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争について、公正かつ確かな解決を通して被害者の保護をはかるために設立された、国から指定を受けた紛争処理機関「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」があります。同機構では、自動車事故にかかる専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構のウェブサイト (<http://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

販売・勧誘方針

お客様と快適なコミュニケーションを図るとともに、お客様に安心してご利用いただけるよう、スタッフひとりひとりが細心の注意をはらっています。以下は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年5月31日法律第101号)に基づくソニー損保の勧誘方針です。

基本方針

- (1) お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様お一人お一人のご意向、ご実情を伺ったうえで、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

各種サービス体制について

- (1) お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2) 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払いができるよう努めます。

●クーリングオフ制度

お客様に安心して保険にお申込みいただけるよう、お申込み後であっても契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。

お客様が保険証券を受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または解除をすることができます。

コンプライアンス・リスク管理体制

お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置くことを経営理念に掲げ、健全かつ公正な経営を推進するため、コンプライアンス（法令遵守）およびリスク管理に関する体制の強化・推進に向けて取り組んでいます。

コンプライアンス

コンプライアンスは経営の重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、保険契約者の保護を図るべくコンプライアンス基本方針を定め、ソニーグループ行動規範の遵守などの取組みを進めています。

■ コンプライアンス基本方針

- (1) 法令や社内規定、社内規範についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
- (2) お客様本位で「わかりやすい」ビジネス展開を通じ、健全性、透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。

■ ソニーグループ行動規範

ソニー損保はソニーグループの一員として、ソニーの倫理的なビジネス活動への姿勢を示す「ソニーグループ行動規範」を会社の行動指針とし、すべての取締役、役員および従業員が遵守しています。

※ソニーグループの行動規範についてはウェブサイト (<http://www.sonysonpo.co.jp/biz/idea/N4020100.html>) をご参照ください。

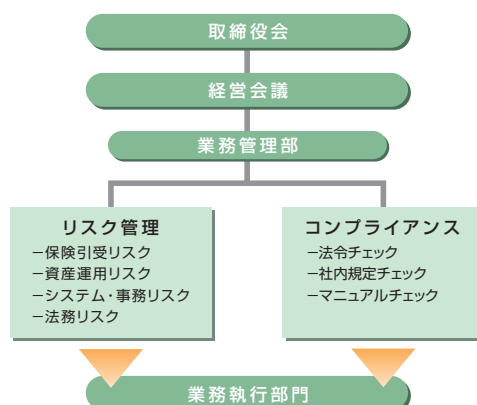
リスク管理

損害保険会社に関わるリスクとしては、巨大災害などによって生じる「保険引受リスク」をはじめ、資産運用に関わる「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」、業務運営に関わる「事務リスク」、コンピュータのシステムダウンなどにより発生する「システムリスク」、訴訟などの「法務リスク」などがありますが、社会・経済の発展に伴いリスクも多様化・複雑化してきており、各種リスクに対する適切な管理の重要性が年々高まっています。

このような経営環境の中、ソニー損保ではリスク管理を経営の重要課題として位置付け、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化したときの対策など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

コンプライアンス・リスク管理体制

コンプライアンスおよびリスク管理の推進業務を統括する業務管理部を中心として、社内で策定した「コンプライアンス&リスク管理プログラム」を実行しています。また、リスク管理やコンプライアンスの推進に関する重要事項は経営会議および取締役会において審議・決定し、コンプライアンス推進体制ならびにリスク管理体制の整備と日常管理の充実に向けて、従来にも増して力を注いでいます。



社外・社内の監査・検査体制

社外の監査・検査としては、保険業法第129条および第305条の定めにより金融庁等の検査を受けることとなっています。さらに、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する業務および財産の状況に関する書類については、商法特例法に基づき中央青山監査法人の会計監査を受け、監査報告書を取りつけています。また、社内の監査・検査としては、監査役が行う商法上の監査と、監査部による社内検査があります。

ソニー損保 アニュアルレポート 2004/資料編〈目次〉

1. 会社の概要

I. 株主・株式の状況

① 株式分布状況および大株主 25

② 資本金の推移および最近の新株の発行 25

II. 役員一覧 25

III. 従業員の状況 25

2. 2003年度の各種概況

I. 営業の概況 26

II. 資産運用の概況 27

III. 会社が対処すべき課題 27

IV. 主要な経営指標等の推移 28

V. 保険引受の状況

① 正味収入保険料 29

② 元受正味保険料 29

③ 受再正味保険料 29

④ 支払再保険料(出再正味保険料) 29

⑤ 解約返戻金 30

⑥ 保険引受利益 30

⑦ 正味支払保険金・正味損害率 30

⑧ 元受正味保険金 31

⑨ 受再正味保険金 31

⑩ 回収再保険金 31

⑪ 未収再保険金 31

⑫ 保険引受に係る事業費・正味事業費率 32

⑬ 契約者配当金の額 32

VI. 資産運用の状況

① 資産運用方針 32

② 運用資産の概況 32

③ 利息および配当金収入・運用資産(インカム)利回り 33

④ 海外投融資残高 33

VII. 公共債の窓販実績 33

VIII. ソルベンシー・マージン比率 34

3. 経理の状況

I. 計算書類

① 貸借対照表 35

② 損益計算書 37

③ キャッシュ・フロー計算書 39

④ 貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移 40

⑤ 損失処理の状況 42

⑥ 従業員一人あたり総資産 42

II. 資産・負債の明細

① 現金および預貯金 42

② 商品有価証券 42

③ 保有有価証券 42

④ 保有有価証券利回り(運用資産利回り) 43

⑤ 有価証券残存期間別残高 43

⑥ 業種別保有株式の額 43

⑦ 貸付金残存期間別残高 43

⑧ 担保別貸付金残高 43

⑨ 使途別貸付金残高および構成比 43

⑩ 業種別貸付金残高および構成比 43

⑪ 規模別貸付金残高および構成比 43

⑫ リスク管理債権の状況 44

⑬ 債務者区分に基づいて区分された債権 44

⑭ 不動産および動産明細表 44

⑮ 特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支 44

⑯ 保険契約準備金 45

⑰ 責任準備金積立水準 45

⑱ 引当金 46

⑳ 貸付金償却の額 46

㉑ 資本金等の明細 46

III. 損益の明細

① 有価証券売却損益および評価損 47

② 売買目的有価証券運用損益 47

③ 事業費(含む損害調査費) 47

④ 不動産動産等処分損益 47

IV. 時価情報等

① 有価証券 48

② 金銭の信託 49

③ 金融先物取引等 49

④ 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 49

⑤ 先物外国為替取引 49

⑥ 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、
有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または
外国市場証券先物取引 49

⑦ 証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券
市場における有価証券先物取引と類似の取引 49

V. 連結財務諸表 49

4. 損害保険用語の解説 50

5. 保険のしくみ 52

※本資料編における各係数の表示、計算については、保険料等の金額と株数は記載単位未滿を切り捨てて表示、増減等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表示しています。

1 会社の概要

I 株主・株式の状況

①株式分布状況および大株主

(2004年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都港区南青山 1-1-1	40万株	100%

当社の株主は、「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」1社のみです。

②資本金の推移および最近の新株の発行

(2004年7月1日現在)

年 月 日	新株発行数(単位:株)	発行済株式総数(単位:株)	増 資 額 (単位:円)	資 本 金 (単位:円)
1998年6月10日	9,600	9,600	—	480,000,000
1999年4月3日	400	10,000	20,000,000	500,000,000
1999年7月24日	20,000	30,000	1,000,000,000	1,500,000,000
1999年8月20日	70,000	100,000	3,500,000,000	5,000,000,000
2000年7月4日	100,000	200,000	5,000,000,000	10,000,000,000
2001年8月29日	100,000	300,000	5,000,000,000	15,000,000,000
2003年6月25日	100,000	400,000	5,000,000,000	20,000,000,000

II 役員一覧

(2004年7月1日現在)

役 職	氏 名	委嘱および兼職の状況
代表取締役社長	やまもと しんいち 山本 真一	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役
取締役	ふじやま ゆうろう 藤山 勇朗	人事総務部長、経理部長
取締役	よねざわ けんいちろう 米澤 健一郎	ソニー株式会社 業務執行役員専務
取締役	なかじま かおる 中島 薫	ソニー株式会社 リスク&インシュアランス部統括部長
取締役	いでい まなぶ 出井 学	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 経営企画部長
常勤監査役	かねだ まさみつ 兼田 雅光	
監査役	たかはし まさや 高橋 正弥	ソニー株式会社 経理部担当部長
監査役	はせがわ しやうじ 長谷川 尚示	ソニー株式会社 経理部マネジャー
執行役員	あおき たかし 青木 隆	
執行役員	ふくや まさよし 福谷 仁良	タイアップマーケティング部長
執行役員	こだま まきひろ 児玉 雅弘	損害サービス部長

(注) 常勤監査役以外の監査役はすべて、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役です。

III 従業員の状況

(2004年3月31日現在)

区 分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合 計	423名	35.5歳	2.5年	445千円

- (注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。
2. 平均給与月額とは2004年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

2 2003年度の各種概況

I 営業の概況

1999年10月に「ダイレクト保険会社」というビジネスモデルをベースに保険業界に参入したソニー損保は、開業時よりお客様ひとりひとりのダイレクトな関係を大切に、常にお客様にとって新たな価値を提供できるようチャレンジを続けています。2003年度では主に次の施策を実行し、ご契約者数も順調に伸長しています。

●商品

ダイレクト保険会社としての強みを生かすため、開業当初からインターネットを活用した独自の戦略を展開しています。2003年度にはブロードバンド化の一層の進展を鑑み、自動車保険に新たな割引制度を導入しました。

2003年10月にはインターネット割引の適用条件を細分化し、見積りや申込みの方法に応じた割引額の適用を開始しました。また2003年12月には、自動車を複数台所有しているご契約者が2台目以降の自動車保険を契約した場合に保険料が引きになる「お早め登録割引」と、ご契約者の紹介で自動車保険を申込みされたお客様に適用する「紹介割引」を導入しました。

●マーケティング

新聞購読者の減少トレンドを踏まえて、地上波でのテレビ広告を本格的に実施し成果を挙げています。また、自動車保険のインターネット申込みにおける引受対象範囲を拡大し、初めて自動車保険に加入されるお客様や前契約時に事故のあったご契約者もインターネットでのワンステップ申込みを可能にするなど、契約件数の拡大に取組みました。

以上のような商品およびマーケティングの施策への取組みの結果として、主力の自動車保険においては、元受正味保険料29,105百万円(前年比:123.5%)を計上することができました。

また、2002年6月から発売しているガン重点医療保険[シュア]については、元受正味保険料1,244百万円(前年比:1,178.9%)を計上することができました。

●顧客サービス

2003年度においては特に損害サービスの一層の向上に注力しました。2003年4月から、事故に遭われたご契約者との面談を、平日・土日・祝日を問わず当日か翌日に行う「面談急行サービス」を開始するとともに、車両損害サービスセンターの新設や機動性向上を目的とした損害サービス体制の再編を行いました。また2003年5月には株式会社ヤナセとの業務提携により、修理サービスネットワークの拡充を図りました。

損害サービス分野以外では、2003年11月にウェブサイトのリニューアルして、ユーザビリティの向上を図るとともに、インターネット申込み時の保険料支払方法の拡充や、事故や入院時の留意事項・保険金請求方法などの各種情報の充実も図りました。また、ウェブサイトとカスタマーセンターで、お客様の見積りや申込みの情報が連動するシステムを構築することで、利便性の向上を実現しました。

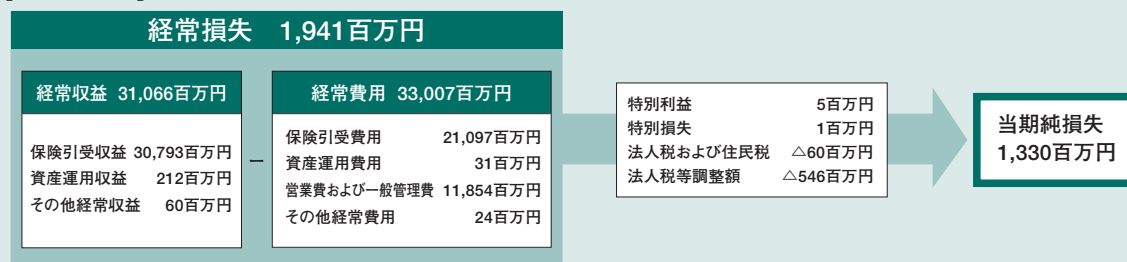
●営業の成果

以上のような活動を通じて営業の伸展に努力した結果、2003年度の損益状況については、保険引受収益30,793百万円、資産運用収益212百万円等を合計した経常収益は31,066百万円となりました。一方、保険引受費用21,097百万円、資産運用費用31百万円、営業費および一般管理費11,854百万円等を合計した経常費用は33,007百万円となり、この結果、経常損失は1,941百万円となりました。さらに特別利益、特別損失と法人税および住民税を含めた当期純損失は1,330百万円となりました。

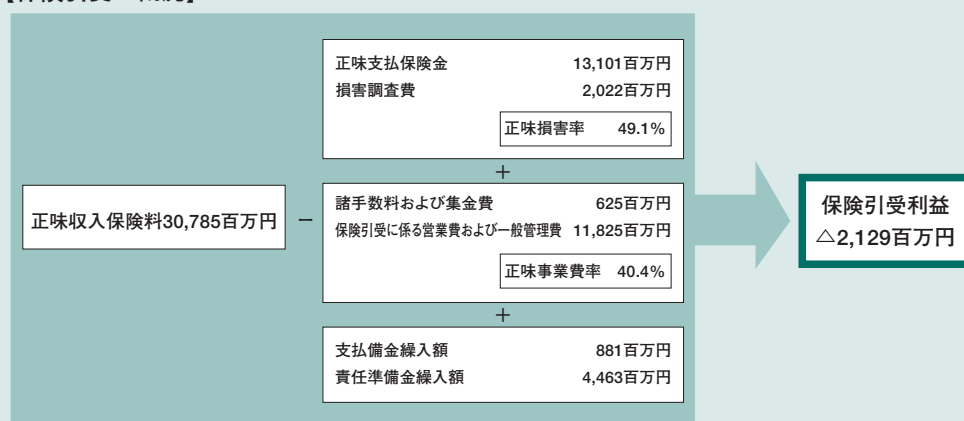
保険引受の概況については、正味収入保険料は30,785百万円となりました。一方、正味支払保険金13,101百万円、損害調査費2,022百万円を計上した結果、正味損害率は49.1%となりました。

また、諸手数料および集金費625百万円、保険引受に係る営業費および一般管理費11,825百万円を計上した結果、正味事業費率は40.4%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額等を加減した結果、保険引受利益は△2,129百万円となりました。

【損益の状況】



【保険引受の概況】



II 資産運用の概況

2003年度時点の総資産は、2003年6月に10,000百万円の増資を実施したこともあり、2002年度末に比べて14,248百万円増加して40,121百万円となっており、そのうち運用資産32,319百万円は、主に有価証券27,747百万円、預貯金4,512百万円などからなっております。利息および配当収入を主とした資産運用収益は212百万円となりました。

III 会社が対処すべき課題

4年半の営業活動を通じてダイレクトモデルの運営ノウハウを蓄積することができました。今後はこのノウハウの一層の深耕を図るため各種施策を積極的に実施し、事業基盤の確立と企業価値の最大化に全力を尽くします。具体的には以下の5つを対処すべき課題とし、積極的に取り組んでいきます。

- ①新ブランド“Feel the Difference”の認知向上。
- ②顧客価値の高い新商品の開発・発売。
- ③サービスにおける顧客価値の強化。
- ④業務の効率化。
- ⑤コンプライアンス（法令遵守）体制およびリスク管理体制の充実。
- ⑥個人情報管理の徹底。

また、ソニー損保は2004年4月1日付でソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の100%子会社となりました。今後は、ソニーフィナンシャルホールディングスグループのソニー生命保険株式会社やソニー銀行株式会社との連携を強め、顧客サービスの一層の向上を図ります。

Ⅳ 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

区 分	年 度	1999年度 ^{(注)1}	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
	正味収入保険料 (対前期増減率)		1,308 —	7,529 475.3%	16,371 117.4%	24,062 47.0%
保険引受利益 (対前期増減率)		△ 5,902 —	△ 8,786 —	△ 6,025 —	△ 4,386 —	△ 2,129 —
経常収益 (対前期増減率)		1,316 47,773.1%	7,600 477.2%	16,488 116.9%	24,299 47.4%	31,066 27.8%
経常損失 (対前期増減率)		3,430 —	5,641 —	4,097 —	4,185 —	1,941 —
当期純損失 (対前期増減率)		3,457 —	5,660 —	4,114 —	11,386 —	1,330 —
正味損害率		34.7%	34.5%	42.3%	46.7%	49.1%
正味事業費率		420.4%	123.2%	59.0%	47.8%	40.4%
利息および配当金収入 (対前期増減率)		7 —	70 824.9%	114 61.3%	186 63.8%	215 15.2%
運用資産利回り(インカム利回り)		0.16%	0.68%	0.67%	0.93%	0.72%
資産運用利回り(実現利回り)		—	—	0.68%	0.88%	0.63%
有価証券残高		2,285	9,805	18,009	17,346	27,747
貸付金残高		—	—	—	—	—
責任準備金残高		1,143	4,669	8,845	12,432	16,895
資本金 (発行済株式総数)		5,000 100,000株	10,000 200,000株	15,000 300,000株	15,000 300,000株	20,000 400,000株
純資産額		6,537	10,877	16,758	5,372	14,061
総資産額		9,140	18,999	31,626	25,873	40,121
積立勘定として経理された資産額		—	—	—	—	—
自己資本比率		71.5%	57.3%	53.0%	20.8%	35.0%
配当性向		—	—	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率		12,717.0%	2,357.7%	1,647.2%	734.1%	1,383.5%
従業員数		164名	197名	330名	370名	423名

(注) 1. 当社は1999年9月から営業を開始しました。

2. 正味収入保険料 契約者から引受けた保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)した保険料をいいます。
3. 保険引受利益 保険の引受に関してどれだけ利益を出しているかを示したものをいいます。保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費および一般管理費土その他収支により算出します。
4. 経常収益 損害保険会社本来の事業活動から毎年度継続的に発生する収益のことで、保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益に分かれています。
5. 当期純利益 (当期純損失) 税引前当期純利益(税引前当期純損失)に法人税および住民税、法人税等調整額を加減したものが税引後の当期純利益(当期純損失)です。
6. 正味損害率 正味収入保険料に対する支払った保険金の割合で、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。
7. 正味事業費率 正味収入保険料に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したもので、保険会社の経営の効率化を示す指標として用いられます。諸手数料および集金費に保険引受に係る営業費および一般管理費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。
8. 運用資産利回り 利息配当金収入÷取得原価または償却原価による平均残高により算出したものです。
9. 資産運用利回り (資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)÷取得原価または償却原価による平均残高により算出したものです。
10. 純資産額 貸借対照表資本の部の合計額のことで、資本金、資本剰余金、利益剰余金などが含まれます。
11. 総資産額 資産の合計額のことで、運用資産(預貯金、有価証券、土地・建物など)と非運用資産(現金、その他資産、貸倒引当金など)から成ります。
12. ソルベンシー・マージン比率 ソルベンシー・マージンは日本語で「支払能力」と訳されます。ソルベンシー・マージン比率は損害保険会社が通常の予測を超える巨大リスクの発生に対し、どれだけの支払余力を持っているかを示す指標です。

V 保険引受の状況

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2001年度			2002年度			2003年度		
		金 額	構 成 比	増 収 率	金 額	構 成 比	増 収 率	金 額	構 成 比	増 収 率
火	災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海	上	28	0.2%	134.5%	△5	△0.0%	△118.6%	32	0.1%	—
傷	害	133	0.8%	—	348	1.4%	160.5%	1,427	4.6%	310.0%
自 動 車		16,158	98.7%	115.8%	23,459	97.5%	45.2%	28,964	94.1%	23.5%
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		51	0.3%	78.1%	259	1.1%	408.3%	360	1.2%	38.7%
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		16,371	100.0%	117.4%	24,062	100.0%	47.0%	30,785	100.0%	27.9%

(注) 正味収入保険料 (元受正味保険料+受再正味保険料) - (出再正味保険料)

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2001年度			2002年度			2003年度		
		金 額	構 成 比	増 収 率	金 額	構 成 比	増 収 率	金 額	構 成 比	増 収 率
火	災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海	上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷	害	8	0.1%	—	135	0.6%	1492.4%	1,284	4.2%	848.6%
自 動 車		16,238	99.9%	116.3%	23,561	99.4%	45.1%	29,105	95.8%	23.5%
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		16,246	100.0%	116.4%	23,697	100.0%	45.9%	30,389	100.0%	28.2%
従 業 員 一 人 当 たり 元 受 正 味 保 険 料		48	—	33.2%	63	—	30.2%	71	—	12.3%

(注) 1. 元受正味保険料 元受保険料 - (元受解約返戻金+元受その他返戻金)
2. 従業員一人当たり元受正味保険料 元受正味保険料÷従業員数(使用人兼務取締役を含む)
3. 当社には積立保険料はありません。

③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2001年度			2002年度			2003年度		
		金 額	構 成 比	増 収 率	金 額	構 成 比	増 収 率	金 額	構 成 比	増 収 率
火	災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海	上	535	74.6%	151.3%	545	52.8%	1.9%	519	50.1%	△4.8%
傷	害	127	17.7%	—	219	21.2%	72.0%	152	14.7%	△30.3%
自 動 車		3	0.5%	—	9	0.9%	137.5%	3	0.3%	△63.2%
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		51	7.1%	78.1%	259	25.1%	408.3%	360	34.8%	38.7%
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		718	100.0%	196.9%	1,034	100.0%	44.0%	1,036	100.0%	0.2%

(注) 受再正味保険料 受再保険料 - (受再解約返戻金+受再その他返戻金)

④ 支払再保険料(出再正味保険料)

(単位：百万円)

種 目	年 度	2001年度		2002年度		2003年度	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
火	災	—	—	—	—	—	—
海	上	507	85.5%	551	82.3%	487	76.1%
傷	害	2	0.4%	6	0.9%	9	1.5%
自 動 車		83	14.1%	112	16.7%	143	22.5%
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		593	100.0%	669	100.0%	640	100.0%

(注) 支払再保険料 再保険料 - (再保険返戻金+その他再保険収入)

⑤解約返戻金

(単位:百万円)

種 目	年 度	年 度		
		2001年度	2002年度	2003年度
火 災		—	—	—
海 上		—	—	—
傷 害		—	—	0
自 動 車		196	254	347
自動車損害賠償責任		0	1	5
そ の 他		—	—	—
合 計		197	256	352

(注) 解約返戻金 元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額です。

⑥保険引受利益

(単位:百万円)

区 分	年 度	年 度		
		2001年度	2002年度	2003年度
保 險 引 受 収 益		16,372	24,064	30,793
保 險 引 受 費 用		12,910	17,361	21,097
営業費および一般管理費		9,486	11,089	11,825
そ の 他 収 支		0	0	0
保 險 引 受 利 益		△6,025	△4,386	△2,129

(注) 1. 営業費および一般管理費 損益計算書における「営業費および一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。
 2. その他収支 自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。
 3. 保険引受利益 保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費および一般管理費±その他収支

【保険種目別保険引受利益】

(単位:百万円)

種 目	年 度	年 度		
		2001年度	2002年度	2003年度
火 災		—	—	—
海 上		△ 2	212	139
傷 害		△ 18	△905	△1,344
自 動 車		△ 6,003	△3,693	△924
自動車損害賠償責任		—	—	—
そ の 他		—	—	—
合 計		△ 6,025	△4,386	△2,129

⑦正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種 目	年 度	2001年度			2002年度			2003年度		
		金 額	構 成 比	正味損害率	金 額	構 成 比	正味損害率	金 額	構 成 比	正味損害率
火 災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海 上		47	0.8%	168.6%	33	0.3%	△643.7%	28	0.2%	87.3%
傷 害		18	0.3%	16.2%	48	0.5%	26.0%	186	1.4%	17.1%
自 動 車		5,866	98.7%	42.3%	9,614	98.8%	47.2%	12,770	97.5%	50.9%
自動車損害賠償責任		12	0.2%	24.7%	38	0.4%	14.8%	115	0.9%	32.2%
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		5,945	100.0%	42.3%	9,734	100.0%	46.7%	13,101	100.0%	49.1%

(注) 1. 正味支払保険金 (元受正味保険金+受再正味保険金)－(出再契約による回収再保険金)

2. 正味損害率 (正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑧元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2001年度		2002年度		2003年度	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		2	0.0%	13	0.1%	145	1.1%
自 動 車		5,876	100.0%	9,655	99.9%	12,790	98.9%
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		5,878	100.0%	9,668	100.0%	12,935	100.0%

(注) 元受正味保険金 元受保険金 - 元受保険金戻入

⑨受再正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2001年度		2002年度		2003年度	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		335	92.2%	312	81.0%	246	60.9%
傷 害		15	4.3%	34	8.9%	40	10.1%
自 動 車		0	0.0%	0	0.1%	1	0.4%
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		12	3.5%	38	10.0%	115	28.7%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		364	100.0%	385	100.0%	404	100.0%

(注) 受再正味保険金 受再保険金 - 受再保険金戻入

⑩回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2001年度		2002年度		2003年度	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		288	96.9%	278	87.0%	218	91.1%
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車		9	3.1%	41	13.0%	21	8.9%
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		297	100.0%	320	100.0%	239	100.0%

(注) 回収再保険金 再保険金 - 再保険金割戻

⑪未収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2001年度	2002年度	2003年度
年 度 開 始 時 の 未 収 再 保 険 金				93
当 該 年 度 に 回 収 可 能 な 事 由 が 発 生 し た 額				239
当 該 年 度 回 収 等				288
年 度 末 の 未 収 再 保 険 金				43

(注) 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。

⑫ 保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位：百万円)

区 分	年 度	2001年度	2002年度	2003年度
保険引受に係る事業費		9,655	11,498	12,451
保険引受に係る営業費および一般管理費		9,486	11,089	11,825
諸手数料および集金費		168	408	625
正味事業費率		59.0%	47.8%	40.4%

(注) 正味事業費率 保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

⑬ 契約者配当金の額 該当ありません。

VI 資産運用の状況

① 資産運用方針

市場環境、資産運用リスク等を勘案したうえで、中長期的に安定的な運用収益の確保を目標に、円貨建債券での運用を基本としています。

② 運用資産の概況

(単位：百万円)

区 分	年 度	2001年度末		2002年度末		2003年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預 貯 金		1,845	5.8%	2,429	9.4%	4,512	11.2%
コ ー ル ロ ー ン		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		18,009	56.9%	17,346	67.0%	27,747	69.2%
貸 付 金		—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物		73	0.2%	63	0.2%	60	0.2%
運 用 資 産 計		19,929	63.0%	19,840	76.7%	32,319	80.6%
総 資 産		31,626	100.0%	25,873	100.0%	40,121	100.0%

③利息および配当金収入・運用資産(インカム)利回り

(単位:百万円)

区 分	年 度	2001年度		2002年度		2003年度	
		金 額	利回り	金 額	利回り	金 額	利回り
預 貯 金		0	0.02%	0	0.00%	0	0.00%
コ ー ル ロ ー ン		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		113	0.72%	186	1.01%	215	0.85%
貸 付 金		—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物		—	—	—	—	—	—
小 計		114	0.67%	186	0.93%	215	0.72%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		114	—	186	—	215	—

- (注) 1.運用資産(インカム)利回り 利息配当金収入÷取得原価または償却原価による平均残高
 2.(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)÷取得原価または償却原価による平均残高により算出した「資産運用利回り(実現利回り)」は、2001年度は0.68%、2002年度は0.88%、2003年度は0.63%です。
 3.利回りは収入金額を月平均運用額で除して算出しています。
 4.時価総合利回りは2001年度は0.65%、2002年度は0.89%、2003年度は0.72%です。
 5.利回りの計算方法
 (1)運用資産利回り(インカム利回り)
 資産運用に係る成果を、インカム収入(利息および配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息および配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。
 ・分子=利息および配当金収入(「金銭の信託運用益(損)」中の利息および配当金収入に相当する額を含む)
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
 (2)資産運用利回り(実現利回り)
 資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。
 ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
 (3)時価総合利回り(参考開示)
 時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。
 ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額*一前期末評価差額*)+繰延ヘッジ損益増減
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*+売買目的有価証券に係る前期末評価差額
 *税効果控除前の金額による

④海外投融資残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2001年度末		2002年度末		2003年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
外 貨 建	外 国 公 社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 株 式	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—	—	—
	外 国 公 社 債	1,133	100.0%	1,338	100.0%	1,527	100.0%
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	計	1,133	100.0%	1,338	100.0%	1,527	100.0%
合 計		1,133	100.0%	1,338	100.0%	1,527	100.0%
運用資産利回り(インカム利回り)		2.73%		1.77%		1.99%	
資産運用利回り(実現利回り)		2.73%		1.77%		1.99%	

- (注) 1.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「利息配当金収入+取得原価または償却原価による平均残高」により算出したものです。
 2.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)÷取得原価または償却原価による平均残高」と同様の方法により算出したものです。なお海外投融資に係る時価総合利回りは2001年度は2.73%、2002年度は1.77%、2003年度は1.99%です。

VII 公共債の窓販実績

該当ありません。

VIII ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	年 度	2002年度末	2003年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額		6,954	16,615
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券評価差額金を除く)		5,376	14,046
価格変動準備金		11	5
異常危険準備金		1,568	2,543
一般貸倒引当金		1	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		△3	20
土地の含み損益		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
控 除 項 目		—	—
そ の 他		—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3)^2}+R_4+R_5$		1,894	2,401
一般保険リスク相当額 R_1		1,674	2,118
予定利率リスク相当額 R_2		—	—
資産運用リスク相当額 R_3		131	182
経営管理リスク相当額 R_4		58	75
巨大災害リスク相当額 R_5		156	200
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100		734.1%	1,383.5%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

【ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立っていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」(リスクの合計額：上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{資本・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ② 予定利率上の危険：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券、土地の含み益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

3 経理の状況

I 計算書類

①貸借対照表

<資産の部>

(単位：百万円)

科 目	2002年度(2003年3月31日現在)		2003年度(2004年3月31日現在)		比較増減(△)
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
(資産の部)					
現金および預貯金	2,430	9.4%	4,512	11.2%	2,082
現 金	0	0.0%	0	0.0%	0
預 貯 金	2,429	9.4%	4,512	11.2%	2,082
有 価 証 券	17,346	67.0%	27,747	69.2%	10,400
国 債	68	0.3%	224	0.6%	155
地 方 債	9,046	35.0%	16,909	42.1%	7,862
社 債	5,136	19.9%	7,028	17.5%	1,892
外 国 証 券	1,338	5.2%	1,527	3.8%	188
そ の 他 の 証 券	1,756	6.8%	2,057	5.1%	300
不 動 産 お よ び 動 産	97	0.4%	96	0.2%	0
建 物	63	0.2%	60	0.2%	△3
動 産	33	0.1%	36	0.1%	3
そ の 他 資 産	5,262	20.3%	6,487	16.2%	1,225
未 収 保 険 料	525	2.0%	673	1.7%	148
再 保 険 貸	94	0.4%	61	0.2%	△33
外 国 再 保 険 貸	50	0.2%	29	0.1%	△20
未 収 金	2,347	9.1%	3,165	7.9%	818
未 収 収 益	75	0.3%	119	0.3%	43
預 託 金	15	0.1%	15	0.0%	0
仮 払 金	890	3.4%	1,018	2.5%	128
ソ フ ト ウ ェ ア	1,224	4.7%	1,362	3.4%	137
そ の 他 の 資 産	37	0.1%	41	0.1%	3
繰 延 税 金 資 産	738	2.9%	1,277	3.2%	539
貸 倒 引 当 金	△ 1	0.0%	—	—	1
資 産 の 部 合 計	25,873	100.0%	40,121	100.0%	14,248

【貸借対照表の注記(2003年度)】

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法(定額法)により行っております。
- 不動産および動産の減価償却は定率法により行っております。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づいて計上しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理しております。従来、退職給付引当金は、退職給付債務の計算を簡便法によっておりましたが、当期より原則法により計算する方法へ変更しております。これは、会社規模の拡大にともない退職給付の重要性が増してきたことおよび合理的な数理計算上の見積りが可能となったことにより、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。この結果、前期と同一の方法によった場合に比べ、経常損失および税金等調整前当期純損失が11百万円多く計上されています。
- 賞与引当金は、従業員の賞与支給にあてるため、翌期に支給することが確実に見込まれる賞与額のうち、当期帰属分を引当計上しております。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 消費税の会計処理は税抜方式により行っております。ただし、損害調査費、営業費および一般管理費等の費用は税込方式により行っております。なお、資産に係る控除対象外消費税は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- 不動産および動産の減価償却累計額は87百万円であります。
- 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は15百万円であります。
- 貸借対照表上に計上した動産のほか、事務機器、電子計算機等の重要な動産の一部については、リース契約により使用しているものがあります。

<負債および資本の部>

(単位:百万円)

科目	年度	2002年度(2003年3月31日現在)		2003年度(2004年3月31日現在)		比較増減(△)
		金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)						
保険契約準備金		17,239	66.6%	22,583	56.3%	5,344
支払備金		4,806	18.6%	5,688	14.2%	881
責任準備金		12,432	48.1%	16,895	42.1%	4,463
その他負債		2,826	10.9%	2,949	7.4%	122
再保険借		88	0.3%	70	0.2%	△18
外国再保険借		62	0.2%	65	0.2%	3
未払法人税等		98	0.4%	112	0.3%	14
預り金		2	0.0%	2	0.0%	0
未払金		1,206	4.7%	1,090	2.7%	△116
仮受金		1,367	5.3%	1,607	4.0%	239
退職給付引当金		102	0.4%	185	0.5%	83
賞与引当金		320	1.2%	335	0.8%	14
価格変動準備金		11	0.0%	5	0.0%	△5
負債の部合計		20,500	79.2%	26,059	65.0%	5,559
(資本の部)						
資本金		15,000	58.0%	20,000	49.8%	5,000
資本剰余金		15,000	58.0%	20,000	49.8%	5,000
資本準備金		15,000	58.0%	20,000	49.8%	5,000
利益剰余金		△24,623	△95.2%	△25,953	△64.7%	△1,330
当期末処理損失		24,623	△95.2%	25,953	△64.7%	1,330
当期純損失		11,386	△44.0%	1,330	△3.3%	△10,056
株式等評価差額金		△3	0.0%	15	0.0%	19
資本の部合計		5,372	20.8%	14,061	35.0%	8,689
負債および資本の部合計		25,873	100.0%	40,121	100.0%	14,248

【貸借対照表の注記(2003年度)〈続き〉】

13. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△187百万円
未認識数理計算上の差異	2百万円
退職給付引当金	△185百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準を採用しております。
割引率	1.5%
数理計算上の差異の処理年数	発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)

14. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金負債	
繰越欠損金	1,513百万円	株式等評価差額金	6百万円
責任準備金	920百万円	繰延税金負債合計	6百万円
支払備金	152百万円		
賞与引当金	121百万円	繰延税金資産の純額	1,277百万円
退職給付引当金	67百万円		
その他	175百万円		
評価性引当金	△1,666百万円		
繰延税金資産合計	1,284百万円		

15. 当期から連結納税制度を適用しております。

16. 資本の欠損の額は25,953百万円であります。

17. 当期から保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしました。このため、従来「資本の部」の内訳として表示していた「当期損失」を「当期純損失」として表示しております。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

②損益計算書

(単位:百万円)

年 度		2002年度〔2002年4月1日から 2003年3月31日まで〕		2003年度〔2003年4月1日から 2004年3月31日まで〕		比較増減(△)
		2002年度		2003年度		
科 目						
経常 損益 の 部	経 常 収 益	24,299	31,066	6,766		
	保 険 引 受 収 益	24,064	30,793	6,728		
	正味収入保険料	24,062	30,785	6,723		
	積立保険料等運用益	2	7	5		
	為 替 差 益	0	—	△0		
	資 産 運 用 収 益	186	212	26		
	利息および配当金収入	186	215	28		
	有価証券売却益	1	4	3		
	有価証券償還益	0	—	△0		
	積立保険料等運用益振替	△2	△7	△5		
	そ の 他 経 常 収 益	48	60	11		
	貸倒引当金戻入額	0	1	0		
	その他の経常収益	47	58	10		
	経 常 費 用	28,485	33,007	4,521		
	保 険 引 受 費 用	17,361	21,097	3,735		
	正味支払保険金	9,734	13,101	3,366		
	損 害 調 査 費	1,503	2,022	519		
	諸手数料および集金費	408	625	216		
	支払備金繰入額	2,127	881	△1,246		
	責任準備金繰入額	3,587	4,463	875		
為 替 差 損	—	3	3			
資 産 運 用 費 用	11	31	20			
有価証券売却損	6	27	21			
有価証券償還損	5	4	△1			
営業費および一般管理費	11,111	11,854	743			
そ の 他 経 常 費 用	1	24	23			
その他の経常費用	1	24	23			
経 常 損 失	4,185	1,941	△2,244			
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	—	5	5		
	価格変動準備金戻入額	—	5	5		
	特 別 損 失	7,924	1	△7,922		
	不動産動産処分損	—	1	1		
	価格変動準備金繰入額	3	—	△3		
そ の 他 特 別 損 失	7,921	—	△7,921			
税 引 前 当 期 純 損 失	12,110	1,937	△10,172			
法 人 税 お よ び 住 民 税	14	△60	△75			
法 人 税 等 調 整 額	△738	△546	191			
当 期 純 損 失	11,386	1,330	△10,056			
前 期 繰 越 損 失	13,236	24,623	11,386			
当 期 未 処 理 損 失	24,623	25,953	1,330			

【損益計算書の注記(2003年度)】

1. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	31,426百万円
支払再保険料	640百万円
差引	30,785百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	13,340百万円
回収再保険金	239百万円
差引	13,101百万円

(3) 諸手数料および集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料および集金費	784百万円
出再保険手数料	158百万円
差引	625百万円

(4) 利息および配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	215百万円
計	215百万円

2. 1株当たりの当期純損失は、3,470円90銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は1,330百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は383千株であります。

3. 損害調査費ならびに営業費および一般管理費として計上した退職給付費用ならびにその内訳は次のとおりであります。

勤務費用	85百万円
利息費用	2百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1百万円
退職給付費用	87百万円

4. 当期における法定実効税率は38.21%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は31.33%であり、その主な内訳は、評価性引当額の増加△5.07%であります。

5. 当期から保険業法施行規則の改正により損益計算書の様式を改定し、従来の「税引前当期損失」を「税引前当期純損失」として、また従来の「当期損失」を「当期純損失」として表示しております。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

③キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2002年度 〔2002年4月1日から 2003年3月31日まで〕	2003年度 〔2003年4月1日から 2004年3月31日まで〕
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△税引前当期純損失)	△ 12,110	△ 1,937
減 価 償 却 費	278	420
支 払 備 金 の 増 加 額	2,127	881
責 任 準 備 金 の 増 加 額	3,587	4,463
貸 倒 引 当 金 の 増 加 額	△ 0	△ 1
退 職 給 付 引 当 金 の 増 加 額	51	83
価 格 変 動 準 備 金 の 増 加 額	3	△ 5
利 息 お よ び 配 当 金 収 入	△ 186	△ 215
有 価 証 券 関 係 損 益 (△)	9	33
為 替 差 損 益 (△)	△ 0	3
不 動 産 動 産 関 係 損 益 (△)	—	1
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	6,164	△ 1,584
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△ 251	168
そ の 他	91	14
小 計	△ 235	2,326
利 息 お よ び 配 当 金 の 受 取 額	303	392
法 人 税 等 の 支 払 額	7	14
営業活動によるキャッシュ・フロー	75	2,733
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出	△ 7,408	△ 21,098
有 価 証 券 の 売 却 ・ 償 還 に よ る 収 入	7,652	10,770
II①小 計	244	△ 10,327
(I+II①)	(319)	(△ 7,594)
不 動 産 お よ び 動 産 の 取 得 に よ る 支 出	△ 33	△ 22
投資活動によるキャッシュ・フロー	210	△ 10,350
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
株 式 の 発 行 に よ る 収 入	—	10,000
財 務 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	—	10,000
IV 現金および現金同等物に係る換算差額		
	—	—
V 現金および現金同等物の増加額		
	285	2,382
VI 現金および現金同等物期首残高		
	3,901	4,186
VII 現金および現金同等物期末残高		
	4,186	6,569

(注) 1. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金および預貯金	4,512百万円
有価証券	27,747百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 25,689百万円
現金および現金同等物	6,569百万円

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

④貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移
 [貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科 目		2001年度末	2002年度末	2003年度末
資 産 の 部	現金および預貯金	1,845	2,430	4,512
	有 価 証 券	18,009	17,346	27,747
	不動産および動産	86	97	96
	そ の 他 資 産	11,686	5,262	6,487
	繰 延 税 金 資 産	—	738	1,277
	貸 倒 引 当 金	△ 2	△ 1	—
	資 産 の 部 合 計	31,626	25,873	40,121
負 債 お よ び 資 本 の 部	保険契約準備金	11,524	17,239	22,583
	そ の 他 負 債	3,056	2,826	2,949
	退職給付引当金	50	102	185
	賞 与 引 当 金	228	320	335
	価 格 変 動 準 備 金	7	11	5
	負 債 の 部 合 計	14,868	20,500	26,059
	資 本 金	15,000		
	法 定 準 備 金	15,000		
	欠 損 金	13,236		
	当 期 純 損 失	4,114		
評 価 差 額 金	△5			
	資 本 金		15,000	20,000
	資 本 剰 余 金		15,000	20,000
	利 益 剰 余 金		△24,623	△25,953
	当 期 純 損 失		11,386	1,330
	株 式 等 評 価 差 額 金		△ 3	15
	資 本 の 部 合 計	16,758	5,372	14,061
	負 債 お よ び 資 本 の 部 合 計	31,626	25,873	40,121

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科 目	2001年度	2002年度	2003年度
経 常 収 益	16,488	24,299	31,066
保 険 引 受 収 益	16,372	24,064	30,793
正味収入保険料	16,371	24,062	30,785
積立保険料等運用益	0	2	7
資 産 運 用 収 益	114	186	212
利息および配当金収入	114	186	215
有価証券売却益	1	1	4
有価証券償還益	—	0	—
積立保険料等運用益振替	0	△ 2	△ 7
その 他 経 常 収 益	1	48	60
経 常 費 用	20,586	28,485	33,007
保 険 引 受 費 用	12,910	17,361	21,097
正味支払保険金	5,945	9,734	13,101
損 害 調 査 費	975	1,503	2,022
諸手数料および集金費	168	408	625
支払備金繰入額	1,646	2,127	881
責任準備金繰入額	4,175	3,587	4,463
資 産 運 用 費 用	0	11	31
有価証券売却損	—	6	27
有価証券償還損	0	5	4
営業費および一般管理費	9,513	11,111	11,854
その 他 経 常 費 用	1,133	1	24
保険業法第113条繰延資産償却費	1,131	—	—
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 額	△ 2,971	—	—
経 常 損 失	4,097	4,185	1,941
特 別 利 益	—	—	5
特 別 損 失	4	7,924	1
税 引 前 当 期 純 損 失	4,102	12,110	1,937
法 人 税 お よ び 住 民 税	11	14	△ 60
法 人 税 等 調 整 額	—	△ 738	△ 546
当 期 純 損 失	4,114	11,386	1,330
前 期 繰 越 損 失	9,122	13,236	24,623
当 期 末 処 理 損 失	13,236	24,623	25,953

(注)「保険引受収益」「資産運用収益」「保険引受費用」「資産運用費用」および「その他経常費用」の内訳科目(細字表記)は、主なものを記載しております。

⑤損失処理の状況

(単位:百万円)

年度		2001年度	2002年度	2003年度
科目				
当期末処理損失		13,236	24,623	25,953
損失処理額		—	—	—
次期繰越損失		13,236	24,623	25,953
利益に関する 諸指標	1株あたり配当金	—	—	—
	1株あたり当期純損失	15,925円63銭	37,956円19銭	3,470円90銭
	配当性向	—	—	—

⑥従業員一人あたり総資産

(単位:百万円)

年度	2001年度末	2002年度末	2003年度末
区分			
従業員一人あたり総資産	95	69	94

II 資産・負債の明細

①現金および預貯金

(単位:百万円)

年度	2001年度末	2002年度末	2003年度末
区分			
現金	—	0	0
預貯金	1,845	2,429	4,512
郵便振替・郵便貯金	—	19	16
当座預金	0	—	3
普通預金	1,845	2,410	4,491
通知預金	—	—	—
定期預金	—	—	—
合計	1,845	2,430	4,512

②商品有価証券

該当ありません。

③保有有価証券

(単位:百万円)

年度	2001年度末		2002年度末		2003年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債	—	—	68	0.4%	224	0.8%
地方債	8,787	48.8%	9,046	52.1%	16,909	60.9%
社債	6,032	33.5%	5,136	29.6%	7,028	25.3%
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	1,133	6.3%	1,338	7.7%	1,527	5.5%
その他の証券	2,055	11.4%	1,756	10.1%	2,057	7.4%
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—
合計	18,009	100.0%	17,346	100.0%	27,747	100.0%

④保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位：%)

区 分	年 度	2001年度	2002年度	2003年度
	公 社 債		0.76	1.06
株 式		—	—	—
外 国 証 券		2.73	1.77	1.99
そ の 他 の 証 券		0.10	0.06	0.04
合 計		0.72	1.01	0.85

(参考) 保有有価証券の資産運用利回りは2001年度は0.72%、2002年度は0.96%、2003年度は0.63%、時価総合利回りは2001年度は0.69%、2002年度は0.97%、2003年度は0.72%です。

⑤有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2003年度末						合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債		18	45	—	—	—	160	224
地 方 債		3,328	5,968	3,514	3,490	607	—	16,909
社 債		5,788	515	302	366	54	—	7,028
株 式		—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券		—	928	103	202	292	—	1,527
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—	2,057	2,057
貸 付 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—	—
合 計		9,136	7,458	3,920	4,059	955	2,218	27,747

(単位：百万円)

区 分	年 度	2002年度末						合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債		—	27	—	—	—	40	68
地 方 債		423	2,477	584	5,528	32	—	9,046
社 債		3,657	942	31	388	116	—	5,136
株 式		—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券		—	313	634	98	191	100	1,338
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—	1,756	1,756
貸 付 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—	—
合 計		4,081	3,761	1,249	6,015	341	1,897	17,346

⑥業種別保有株式の額 該当ありません。

⑦貸付金残存期間別残高 該当ありません。

⑧担保別貸付金残高 該当ありません。

⑨使途別貸付金残高および構成比 該当ありません。

⑩業種別貸付金残高および構成比 該当ありません。

⑪規模別貸付金残高および構成比 該当ありません。

⑫ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	年 度	2002年度末	2003年度末
破 綻 先 債 権		—	—
延 滞 債 権		—	—
3 ヲ月以上延滞債権		—	—
貸付条件緩和債権		—	—
合 計		—	—

- (注) 1. 破綻先債権 経営破綻した企業に対する貸付金のことです。
 2. 延滞債権 元本または利息の支払いの遅延が相当程度続いていることなどから、元本または利息の弁済等の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸付金のことです。(破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものを除く)
 3. 3ヵ月以上延滞債権 破綻先債権や延滞債権以外の債権で、元本または利息の支払いが3ヵ月以上遅延している貸付金のことです。
 4. 貸付条件緩和債権 上記1,2,3以外の債権で債務者の経営再建や支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など債務者に有利となる取決めを行った貸付金のことです。

⑬ 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区 分	年 度	2002年度末	2003年度末
破産更正債権およびこれらに準ずる債権		—	—
危険債権		—	—
要管理債権		—	—
正常債権		—	—
合 計		—	—

- (注) 1. 破産更正債権およびこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債権者に対する債権とこれらに準ずる債権です。
 2. 危険債権 債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態や経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収や利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 要管理債権 上記以外の債権のうち、3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金)と、条件緩和貸付金(3ヵ月以上延滞貸付金以外の債権であって、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸付金)です。
 4. 正常債権 債務者の財政状態や経営成績に特に問題がない上記に掲げる債権以外の債権です。

⑭ 不動産および動産明細表

(単位:百万円)

区 分	年 度	2001年度末	2002年度末	2003年度末
土 地				
営 業 用		—	—	—
賃 貸 用		—	—	—
建 物				
営 業 用		73	63	60
賃 貸 用		—	—	—
建 物 仮 勘 定				
営 業 用		—	—	—
賃 貸 用		—	—	—
不 動 産 計				
営 業 用		73	63	60
賃 貸 用		—	—	—
動 産				
		13	33	36
合 計		86	97	96

⑮ 特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

該当ありません。

⑩ 保険契約準備金

[支払備金]

(単位：百万円)

年度		2001年度末	2002年度末	2003年度末
種目				
火災	上	—	—	—
海上	傷害	46	11	7
自動車	自	18	36	96
自動車	損	2,604	4,731	5,515
自動車	損害賠償責任	10	27	68
その他		—	—	—
合計		2,679	4,806	5,688

[責任準備金]

(単位：百万円)

年度		2001年度末	2002年度末	2003年度末
種目				
火災	上	—	—	—
海上	傷害	187	152	162
自動車	自	12	122	895
自動車	損	8,587	11,893	15,362
自動車	損害賠償責任	57	264	475
その他		—	—	—
合計		8,845	12,432	16,895

[責任準備金残高の内訳]

(単位：百万円)

区分		普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
種目						
火災	上	—	—	—	—	—
海上	傷害	161	0	—	—	162
自動車	自	826	60	7	—	895
自動車	損	12,881	2,481	—	—	15,362
自動車	損害賠償責任	475	—	—	—	475
その他		—	—	—	—	—
合計		14,344	2,543	7	—	16,895

⑪ 責任準備金積立水準

年度		2001年度	2002年度	2003年度
区分				
標準責任準備金対象契約				標準責任準備金
標準責任準備金対象外契約				—
積立率				100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載してあります。
3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

⑱引当金

(単位:百万円)

区 分	2002年度末 残 高	2003年度 増 加 額	2003年度減少額		2003年度末 残 高
			目的使用	そ の 他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1	—	1	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
	合 計	1	—	—	1
退職給付引当金	102	87	4	—	185
賞与引当金	320	335	320	—	335
価格変動準備金	11	5	11	—	5

⑲貸付金償却の額

該当ありません。

⑳資本金等の明細

[2003年度]

区 分	2002年度末 残 高	2003年度 増 加 額	2003年度 減 少 額	2003年度末 残 高	
資本金	150億円	50億円	—	200億円	
うち既発行株式	普通株式	(300,000株) 150億円	(100,000株) 50億円	— —	(400,000株) 200億円
	計	(300,000株) 150億円	(100,000株) 50億円	— —	(400,000株) 200億円
	資本準備金(株式払込剰余金)	150億円	50億円	—	200億円
資本準備金および資本剰余金	計	150億円	50億円	—	200億円
利益準備金および任意積立金	該当ありません。				

[2002年度]

区 分	2001年度末 残 高	2002年度 増 加 額	2002年度 減 少 額	2002年度末 残 高	
資本金	150億円	—	—	150億円	
うち既発行株式	普通株式	(300,000株) 150億円	— —	— —	(300,000株) 150億円
	計	(300,000株) 150億円	— —	— —	(300,000株) 150億円
	資本準備金(株式払込剰余金)	150億円	—	—	150億円
資本準備金および資本剰余金	計	150億円	—	—	150億円
利益準備金および任意積立金	該当ありません。				

Ⅲ 損益の明細

① 有価証券売却損益および評価損

(単位：百万円)

区 分	年 度	2001年度			2002年度			2003年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債 等		1	—	—	1	6	—	4	27	—
株 式		—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		1	—	—	1	6	—	4	27	—

② 売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

③ 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区 分	年 度	2001年度	2002年度	2003年度
人 件 費		2,287	2,931	3,339
物 件 費		7,984	9,429	10,168
税金・拠出金・負担金		216	252	369
諸手数料および集金費		168	408	625
合 計		10,657	13,023	14,502

(注) 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

④ 不動産動産等処分損益

(単位：百万円)

区 分	年 度	2001年度		2002年度		2003年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
不 動 産		—	—	—	—	—	—
土 地		—	—	—	—	—	—
建 物		—	—	—	—	—	—
動 産		—	—	—	—	—	1
合 計		—	—	—	—	—	1

Ⅳ 時価情報等

①有価証券

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券で時価のあるもの]

(単位：百万円)

区 分		2003年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	19,868	20,159	291
	外 国 証 券	1,527	1,592	64
	そ の 他	—	—	—
	小 計	21,395	21,751	356
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	2,371	2,344	△27
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	2,371	2,344	△27
合 計		23,767	24,095	328

(単位：百万円)

区 分		2002年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	11,574	11,984	410
	外 国 証 券	1,338	1,416	78
	そ の 他	—	—	—
	小 計	12,912	13,401	488
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	1,565	1,564	△1
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	1,565	1,564	△1
合 計		14,478	14,965	487

[その他有価証券で時価のあるもの]

(単位：百万円)

区 分		2003年度末		
		取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	309	341	32
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	309	341	32
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	1,590	1,580	△9
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	1,590	1,580	△9
合 計		1,899	1,922	22

(単位：百万円)

区 分		2002年度末		
		取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	161	164	2
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	161	164	2
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	953	947	△5
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	953	947	△5
合 計		1,115	1,111	△3

[当期中に売却したその他有価証券]

(単位:百万円)

種 類	2002年度			2003年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	1,492	1	6	4,092	4	27

[時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額]

(単位:百万円)

種 類	2002年度末		2003年度末	
満期保有目的の債券	該当ありません		該当ありません	
その他有価証券	その他	1,756百万円	その他	2,057百万円

[その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額]

(単位:百万円)

種 類	2002年度末				2003年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	—	27	—	40	18	45	—	160
地 方 債	423	3,061	5,561	—	3,328	9,482	4,097	—
社 債	3,657	973	505	—	5,788	818	420	—
外 国 証 券	—	948	290	100	—	1,031	495	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	4,081	5,011	6,356	140	9,136	11,378	5,014	160

- ②金銭の信託 該当ありません。
- ③金融先物取引等 該当ありません。
- ④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 該当ありません。
- ⑤先物外国為替取引 該当ありません。
- ⑥証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、
有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引 該当ありません。
- ⑦証券取引法に規定する有価証券先物取引、
外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引 該当ありません。

V 連結財務諸表

該当ありません。

4 損害保険用語の解説 (50音順)

●価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券等の資産について、その価格変動による損失に備えることを目的とした準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。保険業法第115条の規定に基づいて積立て、株式の売買等による損失が利益を超える場合その差額を取崩します。

●過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

●契約の解除

保険契約者または保険会社の意思により、契約が初めから無かったと同様の効果を生じさせることをいいます。ただし、多くの保険約款では、始期に遡って消滅させるのではなく、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。告知義務違反による解除が代表的です。

●契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険の目的(対象)が滅失した場合は保険契約は失効となります。

●告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申出る義務、および重要な事項について事実を偽って申出てはならないという義務をいいます。

●再調達価額

保険の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差引いた額が時価(額)になります。

●時価(額)

保険の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

●事業費率

収入保険料に対する保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合で、保険会社の経営の効率化を示す指標として用いられます。通常は、諸手数料および集金費に、保険引受に係る営業費・一般管理費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

●全損

保険の対象が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

●損害保険料控除制度

火災保険や傷害保険、医療費用保険等を契約して保険料を支払うと、所得税および住民税について、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の課税所得から差引かれる制度をいいます。

●損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて、2002年7月1日から業務を開始した料率算出団体です。

●損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

●通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、契約者が保険会社に連絡する義務をいいます。

●被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

●分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

●保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあります。

●保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

●保険金額

契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

●保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

●保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が準備しているもので、貸借対照表の負債の部に記載されます。支払備金、責任準備金などがあります。

●支払備金

決算日まで発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準備金のことをいいます。

●責任準備金

将来の保険金支払いに備えて、あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の保険金支払いに対応する保険料を積立てる「普通責任準備金」と、積立保険において満期返戻金・契約者配当金の支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などがあります。

●保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

●保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

●保険引受収益

損害保険会社の収益のメインとなる部分で、保険契約の引受に関連して生じる収益を損益計算書に記載するものです。正味収入保険料、積立保険料等運用益などがあります。

●正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

●保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する目的でセットする特別約款(特約条項)とがあります。

●保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が支払う金銭のことです。

●満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)などで、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。その金額は契約時に定められています。

●免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事項が生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故などです。

●免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

●免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条項に「保険金を支払わない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられています。

5 保険のしくみ

●損害保険制度とは

損害保険制度は、多数の人々が保険料を支払う（お金を出し合う）ことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受取る（出し合ったお金から補償を受ける）ことができるという、相互扶助の精神に支えられているしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心（補償）」を得ることができます。

なお、支払う保険料は、統計学的理論「大数の法則」に基づいて算出されたリスクの大きさに応じて決められます。

大数の法則 (サイコロの場合)

サイコロを振ったとき、1から6までの6つの目のうち1つが出る確率は6分の1ですが、6回振れば1から6までのすべての目が1回ずつ出るとは限りません。何度も出る目もあれば、まったく出ない目もあります。ところが、サイコロを振る回数を増やせば増やすほど、それぞれの目の出る確率は限りなく6分の1に近づいていきます。つまり、一見偶然と思われる事象も、大量観察すればそこに一定の法則がみられるということです。これが大数の法則です。



保険料率について

保険料は通常、保険金額にリスクの大きさに応じて決められた保険料率を乗じて算出されます。保険料率には「業法認可料率」と「算定会料率」の2種類がありましたが、1998年7月1日より算定会料率の遵守義務はなくなり、業法認可料率（保険会社独自で算出し、金融庁長官の認可等を受けて使用するもの）のみとなりました。

●損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。

また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

●再保険とは

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには高額な保険金支払の可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。

そこで損害保険会社各社は、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引受けてもらうことによってリスクを平均化・分散化し、会社経営の安定を図っています。

このように、自社が保険契約で引受けたリスクの一部または全部を他の保険会社に引受けてもらうことを「再保険」といいます。

ソニー損保における再保険の受再および出再の方針

再保険を受再する契約は、リスクの内容について十分に把握できるものに限定しています。また、再保険の出再先については、財務力が十分であり長期安定的な取引が可能である保険会社を選定しています。

●損害保険契約者保護機構

損害保険会社の経営が万一破たんした場合、保険契約者を保護するために、損害保険契約者保護機構が設立されています。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として生命保険会社と損害保険会社それぞれに設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられているものです。

詳しくは同機構のホームページ (<http://www.sonpohogo.or.jp/>) をご参照ください。

ソニー損保 アニュアルレポート 2004

2004年8月発行

ソニー損害保険株式会社 経営企画管理部
〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
TEL. 03-5744-0300(代表)
<http://www.sonysonpo.co.jp/>



Sony Assurance

ソニー損害保険株式会社

